

第十三回 参議院内閣委員会會議録第四十号

昭和二十七年六月十一日(水曜日)午前
十時二十九分開会

委員の異動
本日委員山田一君及び上條愛一君辭任につき、その補欠として草薙隆圓君及び赤松常子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 成瀬 幡治君
委員 草葉 隆圓君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豐次君
和田 博雄君
赤松 常子君
波多野 鼎君
栗栖 起夫君
松原 一彦君
三好 始君
上條 愛一君
曾根 益君

委員外議員

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君
建設大臣 野田 卯一君

政府委員

外国為替管理
委員会委員 大久保太三郎君
行政管理庁次長 大野木克彦君
行政管理庁 中川 融君
法務府法制
管理部長 林 修三君
意第二局長 森永貞一郎君

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官 村上 一君
房文書課長 石田 正君
大蔵省理財局長 酒井 俊彦君
大蔵省理財局長 正示啓次郎君
国税庁次長 杉田正三郎君
事務局側 常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 友作君
常任委員 会専門員 友作君

説明員

外国為替管理
委員会委員 木内 信胤君
参考人 京都大学教授 大石 義雄君
東京大学教授 田中 二郎君
井護士 村瀬 直義君
首都建設委 次田大三郎君
員会委員

本日開議に付した事件
○保安庁法案(内閣提出・衆議院送付)
○海上公安局法案(内閣提出・衆議院送付)
○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。
保安庁法案及び海上公安局法案を議題といたしまして、本日わざ／＼御出席を頂きまして参考人の諸君から御意見の御陳述をお願いすることにいたします。

一言委員長として内閣委員会を代表しまして参考人の諸君に對しお礼を申し上げます。非常に御多忙のところを特

に御割愛下さいまして、この重要な案件につきまして御意見を御陳述下さるという事は誠に有難いことでありまして、厚く御礼を申し上げます。

内閣委員会には目下行政機構の改革の法案がたゞさんありまして、およそ三十件近く付託せられております。いずれもこれは重要な事項でありまして、委員会といたしましては慎重に審議をいたしておるものであります。そのうちで本日御意見を承わりたいと考えておりますところの保安庁設置法のごときは、最も重要なものであるであります。

そこでこの保安庁関係につきましては、すでに警察予備隊令或いは海上保安庁法というような法令によりまして、すでに相當の人員が用意せられておるのであります。本年五月に法律を改正いたしましたので、その結果予備隊が警察官といたしまして七万五千人から十一万人に増強せられ、又海上警備隊におきまして六千五百八十八人ということになつておるのであります。今度の行政機構の改革を機といたしまして、これらの法律或いは勅令に基いておるその機構を一元化した、そして内閣の外局といたしまして保安庁というものを設けまして、それらを警察力と政府は申しておりますが、これを一つの機構の下に統一して今後の国内治安に備えるということにいたす趣意であるのであります。そこで現在実勢を申し上げますと、保安官といたしまして元の警察予備隊でありますが、こ

れが十一万人、それから海上の保安隊といたしまして警備官が七千五百九十人というように増加しております。なお海上関係におきましては、千五百トンの船が十隻、二百五十トンの船が五十隻というものが備えられて、今度の新しい機構に基きまして訓練を施し、それから装備を整え、いつでも出動することのできるように実行せんとしておるのであります。そうしてその経費は大体四百五十億圓ぐらゐに達するということで、予算もすでに通過しておるわけでありまして、

この委員会におきまして研究すべき事柄は、この陸海両方の警察隊であります。その性格がどういふものであるか、その機能はどういふ点について最も慎重な検討をいたしておるのであります。法律論といたしましては、憲法第九条の規定の解釈の問題があるばかりでなしに、今後その憲法或いは法律を如何に取扱つて行くかという、将来に對する重大な問題が入つてくるのであります。又国の財政から見ても、国民経済の観点からいたしまして、或いはその他国民の感情やら、日常生活等と比べ合せて、最も重大なる関係があるのであります。更に国際関係からこれをみますときに、やはり非常な緊要性を有するものと考えておるのであります。従ひまして内閣委員会におきましては慎重なる検討を加える上においても、もつと十分な研究を進めたいという考えを以ちまして、本日各位を煩わしまして、それ

れのお立場から、高き識見に基いての精細な御批判を伺いたいということを考へておる次第であります。願くは本案の可否、或いは利害得失、どうすればよくなるかというような点等につきまして、御遠慮なき御意見をお聞かせ願ひたいのであります。それによりまして、内閣委員会は審議の上に多大の効果を上げることと考へる次第であります。この趣意に基きまして御陳述をお願いすることにいたしましたのであります。どうぞよろしく御意見をいたす次第でございます。

それから委員側を先ず御紹介申し上げます。こちらから楠見義男君、三好始君、栗栖起夫君、横尾龍君、松原一彦君、上條愛一君であります。それから委員諸君に御紹介申し上げますが、こちらは次田大三郎君で、次にいらつしやいますのは大石義雄先生、京都大学の教授であります。次に村瀬直義君で、なお本日まだお見えでありませんが、田中二郎先生が御出席になることになつております。これを以て紹介を終ります。つきましては御陳述の順序を申し上げます。第一に大石教授にお願いをいたします。第二に次田先生にお願いをいたします。第三には村瀬直義先生にお願いをいたします。第四に田中二郎先生にお願いしようと思つております。それで、御陳述が終了しましたら、委員の側から若干の御質問を申上げることがあるかも知れんと思ひますから、それはお含みを願つておきます。それか

ら、御陳述の時間は強いて制限いたしておりません。三十分或いは四十分ぐらいな程度なら結構と考えますから、御自由にお願いをしたいと存する次第であります。

それでは大石教授に御陳述をお願いいたします。

○参考人(大石義雄君) それではこれから保安庁法案及び海上公安局法案について、主として憲法の観点から所見を述べることといたします。

我が国におきましてはボッダム宣言を無条件に受諾し、終戦と共に占領政策の行われるや、政治体制が各方面に亘つて根本的変革を受けることとなつたのであります。その著しい変革の一つに、わが国治安体制の変革が有ります。即ち従来の軍組織は全面的に解除せられ、警察機構も単一の国家的統一組織から、国家地方警察と自治体警察の分散的組織に変革されたのであります。治安体制に関する占領政策の方向はこれを結果から見ますと治安体制の強化に向けられたものではなく、治安体制の弱体化、弱くすること、治安体制の弱体化に向けられております。勿論このことはボッダム宣言で我が国に要求しておりますところの政治の民主化の復活強化と基本的人権の尊重ということと関連するのであります。併しながら政治の民主化と申しましても、又基本的人権の尊重と申しましても秩序ある共同社会の存続を前提してのこととあります。それでありますから占領政策の方法が我が国治安体制の弱体化に向けられたとしましても、治安体制の弱体化そのことが、弱くすることそのことが目的なのではなく、そうすることによつて一層

望ましい平和的秩序が実現され得ると考えたからであります。然るに大局的に見ますと、結果はこの予想とは大違つて現われてゐるのであります。素朴な自由解放の意識の波が秩序ある社会生活その根本から破壊しなければ止まないのではありません。極端に申しますと、國權の權威は地に落ちて、例へば警察の威信もなかく行われ難く見えたとあります。勿論その原因の一つは民主主義生活の訓練を經ていない我が国の国民性に存するわけではありますけれども、一つは治安体制の弱体化のみを氣をとられ、戦後の治安体制の確立に積極的な考慮を欠いた占領政策の誤りに起因するものと考えられるのであります。それでは占領政策が行われてゐる間は我が国自身の力を失つてもなく、占領軍という実力があつたればこそ我が国の平和とその治安は保たれたのであります。講和の発効した今日では事情が違つて来ております。我が国の平和と秩序は我が国自身の力でこれを維持して行かなければならぬのであります。それでありますから、占領政策が行われていた間に治安体制というものはどうしてもこれを再検討しなければならぬと考えるのであります。必要とあれば憲法の改正も考えられなければならぬのであります。憲法を初め一切の制度というものはそれ自身存立の意味を持つものではなく、その時代、その国の社会的必要に由來するものでありますから、社会的必要とあれば一切の制度は変わらなければならぬものであります。勿論このことは、だから政府はいつでも変えればよいというよう

ことを主張しているわけではなく、その制度のままでは社会目的がどうしても達せられない、止むを得ない場合を前提してのこととあります。そうでなければ社会生活は常に動揺し、社会生活の安定を確保することはできないのであります。このことは國家の根本法である憲法との關係において特に重要な意味を持つものであることは言うまでもありません。ところで我が国平和の維持と治安体制の確立についてであります。それが政治体制である以上憲法と無關係にこれを考えることはできないのであります。併し警察力の組織については憲法は何ら特別の定めをしていないのであります。警察力の組織をどのようにするかということは直接憲法問題を生じることとはないのであります。問題が生じるのは治安体制の確立が軍隊の設定という形で現れて来るのであります。と申しますのは憲法は戦争放棄の宣言をしていてからであります。憲法で直接戦争放棄の宣言をしてゐる規定と言へば第九条であります。この憲法第九条は二項からなつてゐます。その第一項によりますと、「日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と定めてゐるのであります。又第二項によりますと、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」と定めてゐるのであります。この第九条の規定によりますと、戦争放棄の宣言をしておりますのは先ず第一項の規定であります。

併し第一項の規定はただ漠然と戦争放棄の宣言をしてゐるものではありません。國際紛争解決の手段としての戦争を全面的に放棄するということを宣言してゐるのであります。一般に國家が國際紛争の生じたときに執り得る手段としては二つあります。その一つは平和的手段であり、他の一つは実力による手段即ち武力行使の手段であります。併しながら我が國では國際紛争を解決する手段としてはただ平和の方法のみをとるのであつて武力による方法即ち戦争に訴へて國際紛争を解決するということとは絶対にしないのであります。これが憲法第九条第一項の意味であります。それがでありますから國際紛争の解決手段としてでなく、純然たる自衛行動については憲法は何も定められていないのであります。自衛行動をとれども定めていなければ、とつてはならないと定めていないのであります。このことがどういふことであるかと申しますと、自衛行動をとる或いはとらないは憲法とは關係がないといふこととあります。勿論憲法がこのように定めたのは自衛といふものの性質に基づくこととあります。と申しますのはおよそ生命体は自己に対する危害があればこれを抵抗し、これを排除するといふ本性を持つております。それでありますから刑法でも個人に正当防衛権を認め、急迫不正の侵害あればこれに對して抵抗することは違法行為だと認めてゐるのであります。生命体としての國家についても同様であります。國際法は國家に自衛権を認め、侵略あればこれに對して抵抗することは國家の權利であることを認めてゐるのであります。日本國憲法が漠然と戦争

放棄を定めないので、國際紛争を解決する手段としての戦争のみを全面的に否定してゐるものこの理由からであります。人によりましては國際紛争を解決する手段としていふ文句はあつてもなくとも同じことだと説くものもあるやうでありますけれども、憲法という國家の法がはつきり明言してゐるこの文句を、あつてもなくともどうでもよい文句であるとなすことは全く無理なことであると考えます。又人によりましては自衛行動とそうでない行動とは實際に區別することはむづかしいかと説かれる見解もあるやうでありますけれども、このやうな見解をとるといふことは、今日一般に國際法が各國家に自衛権を認めてゐる事實を否定しなければならぬこととなるのであります。又人によりましては、第二項で交戦権を認めないことと定めてゐることを理由として、自衛権の發動も認められないと説くものもあるやうですが、第二項の規定は第一項の規定に定めた目的、即ち國際紛争を解決する手段とするの戦争を放棄するといふ目的を達するためにとるべき処置を定めた規定なのであります。それでありますから、第二項が我が國の交戦権を認めないことと定めた規定は國際紛争解決の手段としての戦争についてであることを前提してゐるのであります。このやうな關係で、第二項で交戦権を認めないと定めてゐることを理由として、自衛行動も違憲である、憲法に反するといふのは理由のないこととあります。又人によりましては憲法の前文などを理由として、自衛行動も違憲であるとい

うものもあるようであります。成るほど憲法前文を見ますると、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と定めているのであります。併しこの前文において、日本国民の安全と生存の保障の根拠としているのは、平和を愛好する諸国民の公正と信義であつて、平和を愛好しない諸国民の不正と信義などではありません。それでありましたから平和を愛好しない諸国民の不正と信義には日本国民はその安全と生存を任すことはできないのであります。申すまでもなく侵略は不正と信義の現われでありますから、これに対して抵抗したからと云うてそれが憲法に反するということはないのであります。これを要するに憲法は純然たる自衛行為については何とも定めていないのであります。それでありましたから、憲法の上からは日本が自衛権を發動ししてもそれが憲法に違反するということようなどとはないのであります。勿論憲法は侵略あれば必ず自衛権を發動しなければならぬとも定めてはなからのであります。それでありましたから、憲法の上からは侵略ある場合自衛権を發動するかしなないかは日本国の自由に決定し得ることなのであります。このことを理解した上で初めて憲法第九条第一項は戦争放棄を宣言した規定だと言ふことができるのであります。第九条第二項はこの第一項の規定で定めた目的を達するための処理のことを定めた規定であります。この第二項の規定を見ますと、先ほども申しましたように「前項

の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定めております。即ち国際紛争を解決する手段としての戦争はこれをしないという目的、その目的を達するために戦力はこれを持たないこととするのであります。だから戦力はこれを持たないと定めた第二項の規定は、無条件の戦力保持の禁止を定めているではありません。第一項の定めた目的制約付きの戦力保持の禁止なのであります。そこで国際紛争解決の手段としてでない武力の行使、即ち自衛のための武力を行使するものとしての戦力の保持はどうかということになりますと、憲法はこれについては何とも定めていないのであります。このことは何を意味するかと申しますと、自衛のための戦力を保持すべきか、保持すべきでないかということについては憲法は白紙だということでもあります。それでありますから、自衛のための戦力の保持は、それを保持しても保持しなくともそれが憲法に反するという問題は生じないといふことであります。言葉を変えて申しますと、国家が自衛のための戦力を保持する保持しないかは、国家の自由に定め得るということなのであります。そこで、ここで問題となつておりますところの保安庁法案と公安局法案についてでありますが、憲法の定めた戦争放棄宣言の意味がこれまで申上げたようなものでありますと、結論はおのずから明らかであります。即ち保安庁法案及び公安局法案の内容が戦力の保持であるかどうかということとは、違憲、合憲の問題とは関係がないのであります。極端に申しますと、

例えこれらの法の内容が、戦力保持を内容とするものであつても違憲の問題を生ずることはないであります。勿論このことは自衛のためのものであることを前提してのことであります。保安庁法案の第四条を見ますと、「保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」と定めております。これによつて見ますと、保安庁は専ら我が国の治安を維持するための機構であることは明白であります。積極的に国策を遂行するための機構ではないのであります。この点は現在の警察予備隊と同じ目的存在であります。併しながら警察予備隊は国家地方警察及び自治体警察の補助施設であるに對して、保安庁はそれ自身独自の存在性格を持つ治安施設であります。それでありますから保安庁の設定は我が国治安体制の強化を目指すものであることは言うまでもありません。それではこのような治安体制の強化は、我が国において必要であるかどうかと言へば、私は必要であると考えます。終戦後の我が国の社会生活の実情を見ますと、従来の警察組織だけで平和と秩序を維持することはさぶる困難であります。それでも占領政策の行われていた間は、占領軍の威力というものがものを言いましたので、平和と秩序は維持されて來たのであります。ところが占領政策が終つた今日、治安の維持はただ我が国自身の公的実力の組織に恃たなければならぬのであります。この公的実力の組織とし

ては、国家地方警察もあれば、自治体警察もあるわけでありますが、このような警察力のみでは平和と秩序の維持は非常に困難であると考えます。勿論法的実力組織が薄弱であつても、国民自身に平和的民主主義思想がよく徹底しておりますれば、平和と秩序の維持は可能なわけでありますけれども、我が国の現在の国民的基盤はそこまで達しておりません。私が現在の平和憲法の下において、而も我が国議会政治の危機を感ぜざるを得ない根本の理由は実にこの点に存するのであります。憲法は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と定めております。併しながら国会が自分の好きな法律を作ればよし、自分の好きな法律を作らうとでもすると、実力を以てしてもこれを排除しようとする国民的傾向は何としても無視することはできません。これでは平和的議会政治の行われるはずがありません。民主主義は平和的文化社会の実現を目指しております。併しながら健全な文化の芽生えは、常に平和的秩序の確立されている状態を前提にしてのみこれを期待することができるのであります。集団の力を背景とする暴力と威嚇の恐怖が支配するところにおいては、個人の人格の尊厳も保たれ得ないし、如何なる健全な文化も芽生え得ないのであります。でありますから、私は講和の発効した今日の第一の問題は、如何にして我が国自身の力で平和と秩序を維持して行くかの問題であると考えるのであります。治安体制の強化としての保安庁の設置を必要とするゆえんであります。それでは治安体制の強化としての保安庁の設置は必要であるとして、この法案に

示されているよりなるものは適當であるかどうかという立法政策論になりますと、私は大体において適當であると考へます。法案によりますと、保安庁の長官は國務大臣を以て充てることとなつています。何びとが保安庁の最高責任者となるかということは、保安庁機構の根本問題であります。任務の公正を期するために、内閣から独立した地位にある者を充てるといふのも一つの考へであります。尤もこのようなことは現行憲法の下ではできません。何となれば、現行憲法では行政権は内閣に屬すべきものだからであります。それから国権の最高機関でありますところの国会に對して、直接責任を負うの地位にある者を以てこれに充てるといふのも考への一つでありますが、今問題としておりますところの保安庁法案の建前は勿論これであります。併しなからこれとても運用の公正を誤れば、党利党略に実力の行使が利用されるのではないかという危險も考へられるのであります。旧憲法下の統帥権の確立の根柢となつた理論がこれであります。併しなから現憲法の建前から言へば、統帥権の確立といつたような論拠はどこにもこれを認め得ないのであります。現行憲法では、行政権は内閣に屬するのであり、又内閣は行政権の行使については国会に對して連帶して責任を負うものでありますから、内閣を組織する國務大臣が保安庁の長官となるのが議會政治の建前から言つても適當と考へられるのであります。

それから保安庁の活動について見ますに、法案第六十一条を見ますと、「内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があ

と認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることが出来る。」と定めております。部隊の出動を命ずることのできるものは内閣総理大臣であることを定めたものであります。これは行政権を行使する最高国家机关たる内閣の首長としての地位から見て適当と考えられます。部隊の出動命令の内容については別に国会の承認を必要としているのでありますから、その心配はなからうと考えます。

最後に海上公安局法案について一言いたします。保安庁法案第二十七条によりますと、海上公安局は保安庁に置かれることとなっております。それから海上公安局法案によりますと、海上公安局の長は海上公安官のうちから保安庁長官がこれを任命し、保安庁長官の指揮監督を受け、部務を掌理することとなっております。国家地方警察や自治体警察が保安庁とは別に独自の存在性格を持つておりますのに、海上公安局だけ保安庁に附属しているのはどういふものであるか、これについては私はいろいろ判断を迷うのであります。今以つて結論を得ないのであります。保安庁の部隊活動を強化するといふただその点だけから見れば、海上公安局を保安庁に附属せしめることは望ましいことであるが、一般海上警察を行うことを本務とする海上公安局というものの性質から言えば、特別治安体制としての保安庁に對しては、独自の存在性格を持たしめるのがいいのではないかと考えられるのであります。あたかも国家地方警察や自治体警察が保安庁に對して独自の存在性格を持つようなものであります。併しな

がらその点は、法案におきまして、幕僚長に對して公安局の長は独自の地位を持つものであるから、問題は決してないようにも考えられます。併し又保安庁法案第六十二条によりますと、保安庁長官は内閣総理大臣による部隊の出動命令のあつた場合において、特に必要があるとき海上公安局の全部又は一部を警備隊の統制下に入れることができると定めてあるのであります。この限りにおいてやはり公安局は警備隊に從属することとなるのであります。それならば海上公安局は全く保安庁から離して、例えば運輸大臣の下に置いたほうがいいのではないだろうかといふことになりまして、私も今のところはつきりした判断が付きかねるのであります。

以上で私の所見の陳述を終ることにいたしますが、全体といたしまして私は保安庁法案と海上公安局法案に賛成するものであります。理由は治安体制の強化に役立つと考えるからであります。これを以て終ります。

○委員長(河井彌八郎) 有難うございました。委員諸君に申しますが、何か御質疑がありますれば極めて簡単に御質疑を願ひたいと思ひます。

○参考人(大石義雄) ちよつと補足さして頂きますが、私耳が悪いものですから成るべく大きな声でお願いいたします。

○三好始君 簡単にいふことでありますので、十分に私の意は尽されるかどうか不安でありますけれども、数点お伺ひいたして見たいと思ひます。この法律案に對する是非の問題は、大きく分けると二つの問題になると思ひうのであります。一つは政策的に保安庁法案に盛り込まれた内容が適當であるか

どうか、或いは必要があるかどうか、こゝういふ問題。もう一つはこれが憲法に許される存在であるかどうか、こゝういふ二つの問題になると思ひうのであります。私が、私は内容についてその適當であるかどうか、是非の問題は抜きにいたしまして、一応憲法によつて容認されるものであるかどうかについて数点の疑問をお尋ねしたいと思ひうのであります。

その一つは先ほどお話ししました憲法第九條の解釈のうち第二項に關するわけでありまして、「前項の目的を達するため」といふ表現の解釈を大石教授は目的制限と御理解になつておりました。従つて自衛戦争は第二項によつても保留されておる。自衛のための戦争であれば憲法は禁止はしておらない。又自衛のための戦力であれば、現行憲法は認めておる。否認しておらないのだから差支えないといふことになる。こゝういふ御見解のように承

わつたのであります。この点なんでありまして、「前項の目的を達するため」といふ表現が文理的に与える印象なり、或いは憲法全体の平和主義的構造から判断いたしますとこゝういふ制限規定といふよりは理由を明らかにした規定ではなからうか、こゝういふ感じがするものであります。この点について御見解を重ねてお伺ひいたしたいと思ひうのであります。

○参考人(大石義雄) 今の御質問は、要するに第二項による戦力の放棄は第一項の目的の制約を受けないのだ、こゝういふふうな解釈の受けが悪いのだ、やないか、その点どうですか。こゝういふ御質問と承わつたがどうですか。

○三好始君 戦力を放棄する理由を明らかにした規定ではなからうか、こゝういふ氣持を一応持つわけでありまして、これについてのお考えを承わりたい。

○参考人(大石義雄) その点は併し第二項といふもの、それ自体が独立して存在しておるのじやなくて、はつきり断わつておるものと断わつてあるのですから、断わつたものと断わつた理由は、先ほど申しましたように事物、事柄の性質が根柢をなしておるというのが私の考えです。それはおよそ生命体といふものは自己に對する危害があれど、これに抵抗し、これを排除するといふ本性を持つものだ。だからこゝういふ国家といふ大きな問題でない、個人生活との關係においても、例えば我が国でも刑法は正当防衛権といふものを認めておる。これは要するに個人といふものが自己に對する危害を自己の意思を以て排除するといふ内容のものであります。そこでは国家についても見まして、国家が何とせんに侵略があつた場合に、それでもじつとして殺されるまゝに、或いは殺されるまゝに殺されてしまふといふのも一つの考えではありまじやう。けれども憲法が明らかに戦争放棄の宣言といふものは、国際紛争を解決する手段として、はつきり断わつてあるのですから、こゝういふことは今言つた事物の性質から来る私どもは當然の結論だ、こゝう考

えておるのですから……。

○三好始君 私は第九條第一項に關する解釈については、只今述べられました大石教授の御見解と隔りのある考えは持つておりません。第二項が一応いろいろ疑問に感ずる点があるのでお伺ひいたしておるわけでありまして、その第一点である「前項の目的を達するため」の御解釈についての疑問を質問したいのであります。これは別に討論でありませぬから、私不審に一応感じただけを質問したいことにとどめて参りたいと思ひうのであります。第二点に移ります。

一応私の考え方から申しますといふと、今申しましたように「前項の目的を達するため」といふのは、第一項の目的が十分に貫徹して實現するためにこゝういふ理由を明らかにした規定と考へて第二項を解釈しようとして来たわけでありませぬ、こゝういふ理由と、制限規定ではなくして理由を明らかにしたものであります。戦力の放棄にしても交戦権の否認にしても、これは無条件だ、こゝういふのが私は今まで考へて来た考え方でありまして、そしてこゝういふ考え方が分れて来るのは、先ほど御陳述頂いた中に、大石教授は指摘されておりましたように、自衛と自衛でないものとの區別が、大石教授は一応はつきり確定できるのではなからうか、この自衛と自衛でないものとの區別がないといふやうな立場を取るとすれば、國際法上自衛権を認めた意義がなくなつてしまふ。自衛権そのものを否認しなればいけなないことになり、こゝういふ御見解のように承わつたのであります。勿論自衛と侵略との區別は典型的な形として區別できますけれども、窮極的

は、要するに第二項による戦力の放棄は第一項の目的の制約を受けないのだ、こゝういふふうな解釈の受けが悪いのだ、やないか、その点どうですか。こゝういふ御質問と承わつたがどうですか。

○三好始君 戦力を放棄する理由を明らかにした規定ではなからうか、こゝういふ氣持を一応持つわけでありまして、これについてのお考えを承わりたい。

には区別がむずかしいのではなからうか、こういう考え方を待つて来たのが今までの私の考え方でありました。これは主として国際法秩序の本質に於いて来る問題であります。即ち今日の国際社会の発達段階では、国際連盟に続く国際連合が成立し、国際司法裁判所が存在いたして、国と国との間の主張の合法性をどちらが合法的であり、どちらが非合法的であるか、こういう有権的な解釈を下して、そのほうを有効に実現して行くだけの公権力が確立されておるとは言えないと思うのであります。少くとも国内法におけること、違法国に対して違法だという断定を下して、有効にそれを実現して行くという公権力が、国内法におけることと確立されておらない。従つて各国はみづから正しいと判断するところに従つて積極的には行動せざるを得ないという状態が現在の国際社会の発達段階からは考えられる、こういうことが国際法上戦争が合理化される理論的な根拠になつてゐるのではなからうか、こういうふうに考えて来たわけでありました。そうしますと、自衛と自衛にあらざるもの、侵略と侵略にあらざるものの境界は、やはり非常に確定の困難な場合が生じて来る、そういうことになりまして、或る国が自衛行動なりとして行動を起したことが、他の国にとつては自衛でない、侵略だ、という断定を下さざるを得ない場合が恐らくしばしば起つて来るのではなからうか、そういう場合、自衛だと主張しておる国の立場は、必ずしも單に自国の行動を強いて合理化するためのこじつけだとは言ひ切れないものがやはり理論的に考えられるのではなからうか、

こういうふうな思ひであります。つまり自衛と自衛でないものととの区別は一応は立ち得るとしても、積極的にはむずかしいのではなからうかという私の見解に對する、自衛と自衛でないものととの区別はできるのだという大石教授のお立場を、もう少し御説明頂きたいと思ひであります。

○参考人(大石義雄君) 今の御質問についてお答えいたします。初の憲法第九条の一項と二項との関係について、私が二項というものは一項の目的の制約付きのものだ。それは併しどうかという点なんでありませんが、若し目的の制約付きのものではないとするといふと、今の質問なされたかたの立場を徹底しますといふと、第一項が、特に国際紛争を解決する手段として戦争を放棄するといふことが無意味になつて来ると思ひます。でありますから「国際紛争を解決する手段として」というあの憲法の明文を無視しない限りはどうしても私が申しましたような目的の制約のものだ、こう解さなければならぬと私は考えるのであります。第二点の自衛戦争と侵略戦争との区別は、それはつきりつかんのじやないか、この問題についてはなんにも私はこの自衛戦争と侵略戦争との問題でない、一切の存在はこの問題に打つたて来ると思ふ。例えば地形境界において、も、あの問題においても平野と山との界はどこであるかといふたような際といふところになりますと、どこからどこまでが平野でどこからどこまでが山かという問題或いは窃盗罪についても、窃盗なのか窃盗でないのか、こういう際といふ判定といふものはあらゆる問題について出て来ると思ひますけれど

も、戦争についていへば、現在の国際法というものが国家の国際法上の原理として自衛権といふものを認めてゐる。この事實は、戦争には侵略戦争と自衛戦争といふものが区別されて存在するのだといふことを前提としなければ出て来ない問題だらうと思ひます。それから又自衛戦争といふか言わなうかといふことは、何とその戦争が自衛戦争か侵略戦争かといふことにはならぬ、自衛戦争か侵略戦争かといふことは客観的な認識の問題でありますから、名前は自衛と言つても客観的に見てそれが自衛でなければ、それは自衛と言ふべきものではない、でありますから、現実の国際事情をいたしましては、国々によつてお互に自分の国の立場だけを固執して、侵略であるものを自衛と称する、こういう歴史はまだまだ繰返されるかも知れませんが、客観的な批判といふものはそれ故に否定することはできないと思ひます。だから客観的な批判によつて自衛でないものを自衛とする、そういう国々にはやはり信頼を諸国から失うのではなからうか、こういう客観的な批判といふものが人間の良識といふものをかきたたせるものでありますから、自衛戦争、侵略戦争についても、はつきり自衛戦争と侵略戦争の境界を具體的な問題が起つたときに、あらゆる場合でも明確に区別し得るか、この点はたゞと困難があるにしても、客観的な批判として、自衛か自衛でないかといふ問題は常に歴史の上において繰返され、自衛を侵略といふ国はやはり私は信用を失墜して行くだらうと思ひます、ですからこの問題は何も自衛、侵略というだけの問題についてでなくて、ものゝ区別

の明確なる境界の現実的な困難といふものは、あらゆる場合共通な問題だと思ひます。だからと言つてもものゝ区別がないと言ひ切れるか、これはそうはいかんのではないか、こう考えておるのであります。

○三好始君 時間の関係があるようでありますから、極めて簡単に残つた問題を私は進めて参りたいと思ひます。が、さっきの点で次の問題に關連があるから一言整理しておきたいのであります。自衛を客観的に考へて行かなければならぬといふ御説なんでありませんが、積極的にはやはり自衛と自衛でないものとは主観的に決定するよりほかにないといふのが国際法社会の現実ではないだらうか。こういうふうな私認識いたしてゐることをさつき繰返して申し上げたわけでありましたが、そうすると日本の主観によつて自衛戦争にあらざる戦争の発生が客観的には起らないとは言へない。こういう問題も考えられるのではなからうか。ただその場合に教授が陳述の際にお述べになられたように、国としての生存権を主張できる以上、そういう場合の判断は国がみづから下し得ることではないか、いけな、こういう問題に發展して行くだらうと思ひます。私も国家みづからの判断の尊重さるべきことを信じております。ところが国家の意思とか或いは国家の判断といふものは、国民全体が下すといふよりは實際的には専ら政府の意思として、政府が代表して意思表示をする。特に対外的な折衝をする、こういうことになると思ひます、そういう場合の政府の意思と国民の意思とが果して完全に一致するかどうかについては、や

はり現実の問題としてそこに問題がある。憲法はそこでどういふ表現をしてゐるかと言ひますと、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、」あと中間省略いたしますが、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」つまり日本国民は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」といふやうな表現を使つて、政府が自衛だといふ口実の下に戦争が起つたりすることを防止するのだという意図が憲法の前文に、今読んだやうな表現で現れてきてゐるのではなからうか、こういうことも一応考えられるのであります。

それからこの問題は長くなりますから、繰返すやうになることを避けて、次の一点だけをお尋ねいたしたいと思ひます。それは同じやうな問題に結局落着くかも知れませんが、第二項の後段の「国の交戦権は、これを認めない」という規定が、やはり目的制的制限の下に規定された規定であつて、自衛戦争は否認されておらないといふお考えの上に立てられております。この問題も少し今まで私が信じて来た立場と異つておるのではありません、実は佐々木惣一博士がこの点に關して、第一項で放棄されておるのは事実上の行動としての国権の発動たる戦争、武力による威嚇或いは武力の行使といふ行動であつて、第二項後段で放棄され、否認されておるのは、交戦権といふ国際法上の権利を放棄しておるのであつて、

はり現実の問題としてそこに問題がある。憲法はそこでどういふ表現をしてゐるかと言ひますと、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、」あと中間省略いたしますが、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」つまり日本国民は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」といふやうな表現を使つて、政府が自衛だといふ口実の下に戦争が起つたりすることを防止するのだという意図が憲法の前文に、今読んだやうな表現で現れてきてゐるのではなからうか、こういうことも一応考えられるのであります。

それからこの問題は長くなりますから、繰返すやうになることを避けて、次の一点だけをお尋ねいたしたいと思ひます。それは同じやうな問題に結局落着くかも知れませんが、第二項の後段の「国の交戦権は、これを認めない」という規定が、やはり目的制的制限の下に規定された規定であつて、自衛戦争は否認されておらないといふお考えの上に立てられております。この問題も少し今まで私が信じて来た立場と異つておるのではありません、実は佐々木惣一博士がこの点に關して、第一項で放棄されておるのは事実上の行動としての国権の発動たる戦争、武力による威嚇或いは武力の行使といふ行動であつて、第二項後段で放棄され、否認されておるのは、交戦権といふ国際法上の権利を放棄しておるのであつて、

事実上の行動とは別問題である、こういふことを主張されておるのであります、大石教授の立場がこれと同じであるかどうかだけをよつとこの際お伺いいたしておきたいのです。

○参考人(大石義雄君) 今の最後の点については、佐々木博士の學説といふものは一体どういふものであるかといふ御質問だつたと思つたのであります、今日は私の責任において私自身の意見だけを述べたいと思つたので、學説の批判は今日は遠慮したいと思つた。

それからもう一つの自衛権の問題でも、自衛権の発動であるかどうかといふことは客観的なものでなければならぬといふ言つたつて、實際はその国が自衛権の発動だと信ずれば、それに従つてやるよりしようがないじやないかといふお話のようだつたのであります、

○参考人(大石義雄君) 今、三好君との間に御質問がございましたように、侵略戦争なり、或いは自衛戦争といふものの區別がはつきりしない。従つてそういう観点からして、どこの国といへども侵略戦争を國の方針として掲げるところはないのだから、そこで自衛の名の下に從來もいろ／＼と問題が起つたのだから、日本としてはそういう観点からしても、陸海空軍その他の戦力は自衛のために持つちやいけぬ。これは政府も御承知のようにはつきりと言つておることなんです、あの政府の見解といふものは、大石さんのお立場から言つて間違ひだといふふうな考えられるのですか。

○参考人(大石義雄君) 勿論そうでありませう。非常に不徹底であります。

○補見義雄君 その御意見はよくわかりました。第二点として、今の保安庁の目的、組織について或いは誤解をせられておるのじやないかと思つたので、その点でお伺いしたいのですが、從來の警察予備隊なり、海上保安庁、特に警察予備隊は國家警察或いは自治體警察の補充を目的にしておつた、今回はそうじやなしに独自の目的を持つておるのだから、従つて治安体制確立の上から言へば強化になる、而も現在の情勢から見ればそういう治安体制の強化は必要だと思つた、こういう御意見であつたのであります、その前提に立つ限りは御意見は御意見として拝承したわけなんです、その前提の、今度の保安庁は独自の目的を持つといふ点が実は誤解だと申上げた点なんです、それは政府は從來の警察予備隊と今回の保安庁における保安隊といふものは全く目的は一緒だ、從來は警察

○参考人(大石義雄君) そうです。

○補見義雄君 そうしますと、本來戦力といふもの、或いは陸海空軍を持た

ないといふのは、今三好君との間に御質問がございましたように、侵略戦争なり、或いは自衛戦争といふものの區別がはつきりしない。従つてそういう観点からして、どこの国といへども侵略戦争を國の方針として掲げるところはないのだから、そこで自衛の名の下に從來もいろ／＼と問題が起つたのだから、日本としてはそういう観点からしても、陸海空軍その他の戦力は自衛のために持つちやいけぬ。これは政府も御承知のようにはつきりと言つておることなんです、あの政府の見解といふものは、大石さんのお立場から言つて間違ひだといふふうな考えられるのですか。

○参考人(大石義雄君) 勿論そうでありませう。非常に不徹底であります。

○補見義雄君 その御意見はよくわかりました。第二点として、今の保安庁の目的、組織について或いは誤解をせられておるのじやないかと思つたので、その点でお伺いしたいのですが、從來の警察予備隊なり、海上保安庁、特に警察予備隊は國家警察或いは自治體警察の補充を目的にしておつた、今回はそうじやなしに独自の目的を持つておるのだから、従つて治安体制確立の上から言へば強化になる、而も現在の情勢から見ればそういう治安体制の強化は必要だと思つた、こういう御意見であつたのであります、その前提に立つ限りは御意見は御意見として拝承したわけなんです、その前提の、今度の保安庁は独自の目的を持つといふ点が実は誤解だと申上げた点なんです、それは政府は從來の警察予備隊と今回の保安庁における保安隊といふものは全く目的は一緒だ、從來は警察

力の補充といふような極めてあまいなことを書いておつただけけれども、その警察隊の補充といふことを具体的に六十一條以降に列挙しておるので、従つて目的は一向變つておらない、こゝういふ点から行きますと、從來と目的が變つておらない。そうすると、今大石さんがおつしやつたように、獨立の目的を持つて、従つて体制の強化だ、そのためにはこゝういふ機構も必要であるといふ、こゝういふ前提がすつかり變つて来るわけなんです、従つてこゝういふことではないとすれば、改めてこゝに軍隊組織のような保安庁が必要かどうかといふことが我々の又檢討すべき問題になつておるわけなんです。そこで全然お考えになつておるのと違つた前提における保安庁法といふものについてのお考えを、簡単によろしくご説明からお伺いしたい。

○参考人(大石義雄君) 今の御質問に簡単に回答させていただきます。私の言うておるのは少し政府提案の意圖とは違つて、おやないか、こゝういふ点については、おやそ法といふものは、すでに立法者の手を離れて客観的に出たものは、立法者の意圖はどうであらうとも、その取扱ひ方によつて客観的に認識されるものを把握されるべきだと思つた。でありますから、政府提案者がどんな意味を盛つたであらうと、私はそういう意圖には一切拘束されないのです。この点は憲法においても、戦争放棄の宣言を作つたのはマツカーサーが誰か知らんけれども、自衛だろつと何だろつと一緒くたにした意圖があつたのかどうか知らない。そんなことは立法過程の法技術の問題であつて、一

たび日本國の憲法として我々の前に來れば、立法者の意圖を離れて客観的な法意識を我々は認識するものとしてとらなければならぬと考へるのです。でありますから、私は今のお説は、それは本當なかも知れないけれども、立法過程においては私の見方はちつとも誤つていないと考へておるのであります。

○栗栖越夫君 先生、私声が大きうございませうからこゝで……。実は衆議院の修正がありまして、憲法の面でもちつと御意見を承わりたいと思つたのであります。

○参考人(大石義雄君) この保安庁法案に對する衆議院の修正ですか。

○栗栖越夫君 そうです。それは大体戦争前とか、戦争中のやうな、いわゆる軍部大臣とか、軍部のスタッフを作つていろ／＼間違ひを生じてはいかんといふことの裏から、この保安庁法の中には、十六條の六項にいわれるシビルアン・コントロールという精神を盛るための規定が入つておるのであります。それは「長官、次長、官房長、局長及び課長は、旧正規陸海軍將校又は「云々とありまして、「一経歴のない者のうちから任用するものとす」と、こゝういふ規定があるのであります。ところが衆議院で修正をいたしました、旧正規陸海軍將校といふ言葉は、多分これじやないかと思つたのです、憲法の十四條、すべて國民は法の下に平等である、こゝういふ点からであらうと思つたのであります、削られて來ておるのであります。ここに參議院としちや非常な心配を持つたわけなんです。この委員会でもその議論が非常に出ておるのでございます

が、そこで政府としては、政治上、事実上の手段として、旧正規陸海軍將校は當然資格がないのだと、こゝういふことで、政治上の手段若しくは事実上の問題としてこれを解決しようとしておるのであります、我々は憲法上それが違法でないならば是非この規定を入れておきたい、こゝう思つたのであります。そこで法の前に平等であつていふ規定はありますけれども、又憲法の中には、第六十六條に内閣總理大臣その他の國務大臣は文民でなければならぬ、シビルアンでなければならぬ、こゝういふやうな条文がありますし、又この保安庁といふやうなときは、この憲法の十二條で言うやうな公共の福祉のためにこれが設けられるものであつて、一個人のために設けられるものでないのではありません、こゝういふやうな点を考へ合せまして、先生の憲法上の御意見を承わりたいと思つた。

○参考人(大石義雄君) 今非常に重大な問題が突如として出されたのに對して、學者として責任を持つて即答するといふことは私も第一、大臣が文民でなければならぬといふ今のお話ですが、あの点は私は即答ができません。といふことは、文民でなければならぬと定めた規定は憲法の規定でありますから、國民は法の前に平等でなければならぬといふのも憲法の規定です。同じ憲法として國會が定めたことなんだから、日本民主主義の實體は何かといふことは、具體的な日本國憲法が定められた民主主義體制でありますから、ですからこの文民でない者は大臣にできないと言つたからといつて憲法違反といふ問題ではない、それは憲法が定めた

ことなんだから……。併し今新らしく保安庁法案の問題とされた点になりま

すという点、問題は少し考えさして

頂きたいと思ひます。

○栗栖勉夫君 ちよつと私の質問を補足さして頂きたいと思ひます。文民でなければならぬというのを私引きま

してお尋ねした趣意は、この法の下に國民は平等でなければならぬと言いま

すけれども、これは絶対無限に平等でなければならぬという趣意ではなしに、憲法の中でもすでにこういう制限

がある、或いはそのほか憲法の条章の直接間接その精神から来る制限があ

るかどうか、そしてその制限が来た場合に、この十六条の旧陸海軍云々とい

うことはその中に入るかどうかをお尋ねしたのです。

○参考人(大石義雄君) その点について、まあ極めて抽象的なお答えになり

ますけれども、元來私が考へてお

いる職に就くことの道徳性ですね、そういう論点から見られ得る性質のものかどうかという問題であらうと思ひます。でありますけれども、この点は私にも少し考えさして頂きたいと思ひます。これは非常に重大な問題で、私どもの参考資料にくついつて来たならば大変結構だつたかと思ひますけれども、突如として私に今質問されたのですから……。

○委員(河井彌八君) それでは次の参考人次田大三郎君の御発言をお願いいたします。

○参考人(次田大三郎君) 数日前河井委員長から、こういう問題があるのだという問題を示されたのですが、その順序で私見を述べたいと思ひます。

第一は、今問題になりました保安庁の設置は憲法第九条の規定に違反するかどうかという問題であります。まあ私の了解するところでは、保安庁が設置せられま

す、保安隊、警備隊といふ部隊ができる、それは憲法第九条で禁止している軍隊を作るものではな

いかという、そういう問題であらうと思ひますが、保安隊は先刻お話のあ

りましたごとく、警察予備隊、警備隊は海上予備隊の名前を変更したものに

過ぎないのであつて、これが違憲かどうかということは、もう警察予備隊、海上予備隊等について十分論議し尽さ

ることができることになつておるのであります。併しこれは法文の中にあります通り、我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動することとを目的としておるので、外国に対する戦争をしようというのではないのであります。であるから、従来の警察予備隊と同じように、かくのごとき部隊を設けることは憲法第九条の規定に違反するものでないと思ひます。新開の伝えるところによりま

す。警察予備隊の持つておる武器は外国と戦争をするなど思ひもよらないものである。即ち戦力ではないのだとい

う説明が行われておるといふことでありますが、私はそういうふうな考へるべきものでないと思ひます。若

し外国と戦争をする目的で装備をするならば、つまり竹槍でも戦力になるの

だ、戦力とか、軍備とかいふものとして、は甚だ十分なものでありま

す。また竹槍で以て外敵と戦おうという考へは、その昔の話ではないのであり

ます。竹槍でも、これで外国と戦うのだというのであれば、それは一つの戦

力であり、軍備である。やはり憲法の禁止しているものに該当すると思ひます。これに反して、戦車とか、重砲とかいふものを装備したしま

しても、それがただ内乱に備へるものであるといふことであれば、これは憲法の禁じておる軍備ではない、憲法違反といふ法律問題は起らないと思ひます。

ただそれが必要以上の装備であるかどうか、そんなものを警察予備隊が持

つ、若しくは今度できます保安隊が持つといふことは、必要以上に国費を濫費するものではないかという議論は起

得ると思ひます。曾つて警察予備隊がバズーカ砲を持つてゐるから憲法違反だといふ議論があつたのであ

りますが、前のような意味で憲法違反にはならないのです。併し警察予備隊にバズーカ砲が必要であるかどうか、

そういう必要がないといふことであれば、それを公認する予算を削減したら

よろしい、そういう見解であります。これが私の第一の問題に対する回答であります。

第二に、この種の警察機關を設置する必要があるかどうかといふことである。私は我が国の現状において

はこの種の警察機關を設置する必要があると考へます。私は共產主義者が日本で内乱を企図しておるといふ話はあ

ります。それに関する情報は何も持つておりません。ただ我々の目に触れるいろいろの事柄を考へてみまして、

そういうこともあり得るというこを信ずるのではありません。五月一日のメーデーの事件のありましたときに、私は

偶然その現場におりました、メーデーの騒擾の光景、ほんの一部であります。私目で見たとの通りです。午後三時半頃人事院ビルに行こうとい

まして、何にも知らないで日比谷から新宿行きの電車に乗りまして日比谷公園の北側の門のあたりに来ますと電

車と、どうもアメリカ人の人らしいと、こ

は知りません。併し私が見ました範囲内では、あの騒動はアメリカ人を攻撃することがその目的である。少くもその目的の一つであつたといふことは疑いないのであります。私はそのときに感じましたことは、かくのごとき攻撃が、即ち棍棒と石を投げつける方法による攻撃が我々の上に加えられたら一体どうだろうかといふようなことではあります。アメリカ人であるといふほか、何の理由もなくして突然として攻撃を受けておるのを私はこの目で見ただけであります。そうすると、まあ例え共産主義者でないといふこと以外に、何の理由もなくして攻撃を受けることがないとは保証し得ないのであります。併しまあ我々とはにもかくにも今日枕を高くして眠つておる。これはやつぱり警察のお蔭だなあといふことを知つたのです。実は私は今の警察、なかなか警視庁のやり方については極めて批判的でよく悪口を言うのであります。けれどもまあ今日我々の身体、財産の安全は警察のお蔭で維持されておるといふことを感ぜざるを得なかつたのであります。そのメーデーの時の騒動のほかの部分、殊に国民広場で起つた騒動につきましては、新聞雑誌の報道は必ずしも一致しておりません。最近に出ておりました「世界」といふ雑誌の七月号には、国民広場では警察官のほうから、何もしない群衆に向つて攻撃を仕掛けたんだといふような記事もあります。併し私はNHKが現場でとつた録音放送を信ずるものであります。これはもう現場でとつたので、これによりますと、警察官が群衆に大きい声で呼びかけて、どうか解散してくれ、どうか引取つてくれとい

うことを頼んでおる声とその録音の中に入つておる。それからあとで騒動になり、それから催涙弾が発せられたといふ経過がその録音であり、とわかつております。即ち国民広場では群衆の中の或る者、或る者といつても少くとも何百人かが隊を組んで警察官を攻撃したといふのが事実であると思つては、又いくら警察官が乱暴でも、自分の身が可愛ければ、何千人といふ群衆に対して三百人ばかりの警察官が進んで攻撃を加えるといふことは考えられない。これはもうその群衆の中の極端な人が警察官を攻撃したといふことが事実だと、私は信じております。それから先月末起りました練馬の交番の襲撃事件に至りましたは、これはもう明瞭に共産主義者が警察を攻撃したのであります。まあ「世界」といふ雑誌の記者でもこれは弁護の余地がないと思つた。とにかく今の我が国では治安担当の当局者を攻撃して、治安を乱そうといふ連中が相当数いるといふことについては疑いを容れる余地がないのです。問題はこの連中に対抗して、いわゆる我が国の平和と秩序を維持し、人命、財産を保護するために、現在の国家地方警察と自治体警察だけで十分であるかどうか。或いは更にそのうしろに、この警察のうしろ盾となるものが入用であるかどうかといふことになると思つてあります。今日の警察を戦前の警察と比べてみますと、大體の見通しとして、今日の警察のほうはずつと質が悪い、劣つておるといふことは遺憾ながら認めなければならぬと思つた。戦前の警察を評して警察国家だといふような人もあります。私これは必ずしも当らない

と思つたのであります。戦前の警察が世界各国の中で優秀なものの一つであつたといふことは疑いない。GHQが日本を占領すると、すぐ目の仇にして警察の去勢を断行したのも尤もだと思つたのであります。併しこの有力な警察を以てしても、警察だけでは治安を守り切れないで、軍隊の出動を仰いでやつと治安を維持し、若しくは治安を回復したといふような事案が戦前に幾たびも起つたといふことは、これはもう歴史上明白な事実なものであります。私の記憶しておるだけを数えてみますと、明治三十八年の九月の初め、ポーランド条約に不平等な国民が、不平な連中が東京で騒動を起し、交番の焼打ち、国民新聞社を攻撃するといふようなことがあつたのです。大正八年の八月には米騒動と言ひまして、富山県の漁師の女房たちが米屋を襲撃したことを契機として、広島、岡山、神戸、大阪、京都、名古屋、静岡、とうとう東京まで波及いたしました。全国の大都市に、或いは米屋を襲撃するとか、取引所を襲撃するとか、警察を襲撃するとかいふような騒動が起りました。これも軍隊が出動して、殊に大阪では師団長が自分で陣頭に立つて暴動を鎮圧したといふようなことがありました。大正十二年の関東大震災の朝鮮人事件、これは何も根も葉もなかつたことだつたやうですけれども、それで人心が非常に動きまして、朝鮮人らしい者を襲撃して危害を加えた。暴動をやつたといふ事件、それから近くはつと下つて、昭和七年の五・一五事件、十年の二・二六事件の騒ぎ等、申上げるとまでもないと思つたのであります。つまり、警察だけではとても抑え切れない

い。そのうしろ盾としての軍隊の出動を求め、或いは戒厳令を發布して治安を維持し、又はそれを回復し得た例は幾らもある。戦前の、今日の警察から見ればつと有力な警察でもさうであつた。今日の警察だけでは治安が維持できると考えるのは私は飛んでもないことだと思つた。軍隊は第一に外敵と戦ふといふことであります。それと同時に第二に、国内の内乱に備えるといふ目的を持つておる。この二つの役目を持つておるのであります。我が国では憲法で外敵と戦ふことがない建前になつておるのでありますから、まあ軍備を持つことはできんものと私は思う。併し警察のうしろ盾になる第二の役目を担当するものは、我が国の平和と秩序を保つために今日の場合にどうして必要であります。今問題となつてゐる保安隊並びに警備隊は、まさにその必要に應ずるものであると考えるのであります。これがなかつたら、まあ何か事が起つたときに大変なことになると考えます。この保安機構の設置には賛成するものであります。それから、それが必要であるとしてこの法律による機構は適當であるかどうかといふことであります。私も大體においてこの法律案には賛成であります。ただ私としては十分の知識がないので甚だ確信のないことを申上げることにいたします。が、約合上どうかと思つたのは、先刻お述べになりました海上公安局を保安庁に属せしむることが適當であるかどうかと思つたのであります。海上公安局のやつてゐる仕事は、陸上の国家地方警察、自治体警察と同じように治安維持の第一線に働くものであります。いわば一種の水

上警察であります。これは国家地方警察、自治体警察と同列に考えるべきものであつて、警察のうしろ盾になる。従つて海上公安局のうしろ盾になる保安隊、警備隊とは別の役所で管理するといふのが理論上正しいのではないかと思つたのであります。まあ聞くところによれば、警察のことを担当してゐる国務大臣と保安庁を担当してゐる国務大臣を別にするこのやうであります。これは権力の偏重を避けるために必要であると思つたのであります。若しそうであるとするならば、海上公安局は保安庁を担当する大臣に属せしめずして、国家地方警察や自治体警察を管轄する大臣に属するものが筋道ではないかと考えます。ついでに、問題には直接関係がないことではあります。ついでに申上げますが、私は権力の偏重を避けるという意味から、法務総裁が警察を担当する、国務大臣として警察を担当するといふのはよくないと思つた。警察法改正も早晩問題になるらしいのですけれども、そうならましたら警察を担当する大臣、保安庁を担当する大臣、法務総裁、これはもうみんな別々に置くことが必要だと思つたのであります。これは問題外であります。ついでに皆様の御参考までに申上げておきます。私はこれで終ります。

○委員長(河井彌八郎) 有難うございました。何か御質疑があれば簡単にお願いいたします。

○三好始君 治安機構の強化の必要性についてはいろいろ問題はありますが、憲法上の問題だけをお尋ねいたしてみたいと思つた。

次田さんのお話のうち、憲法の解釈に関する部分は、一点を除いては、私が今まで考えておつたものと同じでありました。特に第九条第二項の戦力は外国との戦争を意図して設ける場合には、それは第九条の容認しない戦力だ、こういう御見解は全く同じであります。ただそれに関連して御意見を承りたいのは、政府は外敵が侵入して来た場合には現在の予備隊、それから設けられようとしておる保安隊、警備隊はこれを鎮圧するために行動をとるということをお願いしております。但しその行動は、国内治安維持の見地からとる行動なんだと、こういうことなのであります。予備隊或いは保安隊は、外敵が侵入して来た場合にはこれに対抗するための行動をとるという事は繰返して説明いたしておるのであります。ところが、果して第九条の否認しておる戦力になるのかどうか。この点を先ずお伺いしたいと思ひます。

○参考人(次田大三郎君) 私は憲法の問題は、その場合でも起らないと思ひます。ただ併し財政政策ばかりではない、いろいろ見地から、そういうことではよくないという事で国会あたりで抑えて頂きたいと思ひます。財政上からも、予算は国会でおきめになるのであります。抑える術があるのではないかと、抑える事を申し上げただけであります。

○委員(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、甚だ時間が足りませんが、田中教授の御都合もありまするから、一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時二十三分開会
○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続いて内閣委員会を開きます。

○委員(田中二郎君) 先日この委員会に参りまして、意見を述べたように、お手紙を頂きまして、大体これまでに議論されております。

○参考人(田中二郎君) 先日この委員会に参りまして、意見を述べたように、お手紙を頂きまして、大体これまでに議論されております。

上に、私特に意見というほどのものを持つておりませんので、出席いたしました。又いろいろ仕事がありまして、十分に準備をして参ることもできませんで、一層不完全な意見より申述べられませんが、予め御了解願つておきたいと思ひます。

○参考人(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、甚だ時間が足りませんが、田中教授の御都合もありまするから、一時まで休憩いたします。

安隊なり、警備隊なるものがその意味での戦力に該当するものであるかどうかという問題になります。その戦力なるものは、相対的に定められるべきもので、それが国際的な情勢とか、国内的治安状況というものに照して、果してそれが対外的な戦争に向けられた戦力になるのか、或いは対内的な治安確保の目的に向けられた戦力に過ぎないのかという問題になつて来るのではないと思ひます。国内的な問題として向けられているものであれば、それは戦力にはならないというふうには直接には言ひ切れません。私の考えますところは、治安確保の見地から取締りの対象になる要素が非常に強力になり、それを鎮圧するための力の要求が多くなつて来るということも考えられます。そういう意味では現在の段階では戦力とは言えないという種類のもの、或る段階では戦力と見なければならぬというように、世界情勢の動きによつて、治安状況の変動によつて変わつて来るべきものではないかと思ひます。そこで現在国内治安の状況に照して、それを鎮圧するための、或いは治安維持の工作に對して対処するためのものとして、相当な程度のものであるという場合には、これは一種の警察力であり、相当に強力なものであるとして、取締りの対象になる治安状況が非常に悪い場合には、その程度のものも国内治安のために向けられたものとして、憲法で制限、禁止している戦力には該当しないということが言えるだらうと思ひます。併しその程度を超えて国内の取締の見地から、或いは治安対策の見地から必要な程度を遙かに超えて人員を持ち、装備を整え、

に超えて人員を持ち、装備を整え、という事になります。それは当局者がどう説明しよう、それは単に国内治安のための警察の一部という意味で考へていられると言ひたい、やはり客観的に見てそれは対外的に向けられていない、或いは戦争のための手段として設けられているという判断をせざるを得ないことにはならないか、こう考へます。言換へれば結局治安の確保のために取締りの対象になる状況がどの程度に強力な力を必要とするか、その要求されているものに相当するものであるかどうかということによつてその判断が下され、その必要限度を超えて強力なものを整備するということになります。それは、もはや警察力の範囲を超えて戦力の域に入つたものだ、こう見なければならぬと思ひます。最近の治安状況が非常に悪い。そこでそれに対するために従来の警察とか、或いは警察予備隊程度ではどうしてもいけな、その対内的な治安確保の見地から見て、強力な保安機構が必要である、警察力が必要であるということになります。現在以上に強力なものを設けることも必ずしも戦力の規定に抵触しないという事になるのではないかと思ひます。そういう判断の問題になるといたします。現在の治安状況がどうか、そうしてそこで予想される治安悪化の手段としてどういふものが考へ得られるか、又それに対する警察のあり方としてどういふものが必要であるかという問題になります。私は従来の警察予備隊というものであれば、必ずしもそれは直ちに憲法で禁止する戦力ということとは言ひたいではないか、従つてそのままに受継

いで大体現状通りの保安庁の機構を設けるということであるならば、或いはその意味での戦力に該当しないという意見も成立つのではないかと思われるが、併し前に七万五千の警察予備隊が十一万になったというとき、或いはこれから先更にそれを増強して人員を殖やすだけでなしに、その装備も漸次強化して、いわば軍備に相当するようなものにまで発展させようという狙い、じり／＼とその数を殖やし、装備を強化し、又そのための予算を整えて行くというその行き方の中には、確かに戦力を持つとする動き、そういう気配を感じざるを得ないのであります。そういう意味におきまして現在ここに新らしく設けられようとしております保安隊なり、警備隊なりが果して必要な治安機構という限度にとどまるものであるかどうか、相当に問題の余地があるのではないか。又殊にそれが更に増強されようとする動きがあるということをご予想いたしますときに、これを予定した現在の保安庁の機構というものを、憲法のいわゆる戦力に全然該当しないものとして、憲法上何ら支障のないものとして考えることが果して妥当であるかどうかという点に疑問を持たざるを得ないのであります。従つて今後の法案自体が政府の説明するところによりますと、警察予備隊の発展であり、全然新しい角度から制度を設けたものではないというところにあるといたしましても、元の警察予備隊令が建前の上でもはつきりと警察の補充である、国家地方警察と自治体警察との足りないところを補うための正に警察予備隊であるという建前をはつきりし、そうして基本的な

権との關係における予備隊のあり方といふものを明示していたその行き方と、今度の法律に示されましたこの保安庁機構のあり方との間には、やはり若干の相違が現れているのではないかと。そこに性質の転化とも言うべきものが現れているのではないかと。そして將來への發展を予測するものがそこに認められるのではないかと。若しそういうことになるをしますと、これはやはり現在戦力であると言えるかどうか、それは若干問題があるとしても、戦力への發展を内包したその意圖をすでに現したものだといふ考え方は一応されなければならないのではないかと、こゝいうふうに考えるのであります。その意味では私はここに示された人員だけでは判断ができないといいたしましても、更にこれにつき込まれる装備、或いはこれにつき込まれる内治安に向けられた一種の警察の機構と云い切れるかどうか、それは恐らく装備の問題、或いはそれにつき込まれる予算といふ見地から見て、その顯示された戦力に該当するものを意圖している、少くともその方向に向つていないといふことは言わなければならないのではありませんかと考えられます。従つてこゝいうものが必要であるかどうかといふ問題については、又別に考へなければならぬ問題であります、どうしてもこゝいうものが必要だといふことになれば、やはり憲法の改正という堂々たる手続によつて国民の声を聞いて、この問題の最終的な決定をする。それをどの段階でやるかといふことは、政治的にも、技術的にもいへば、必ずかしい問題があると思ひますが、

やはりこの保安庁法というものが通る機会、この問題を審議する機会が一つこのチャンスではないか、やはりそういう意図の下にそういう発展性を持ったものとして、この法案を考えて行くという場合には、少くとも現行憲法の下においては無理があるということを関係者としてはお考え頂きたいと思うのであります。

第二の問題として、この種の行政機関設置の必要があるかどうかという問題であります。これはもつぱら政治情勢とか、治安状態の如何にかかわります。これを戦力と見るにしても、又警察の一部というふうに見るにしましても、それは現実の政治情勢なり、治安状態の認識の問題にかかつて参ります。そういう点では表面に現れたところだけより承知いたしません。私どもがとやかく言うべきものではないと思ひます。この程度のものが必要であるか、或いはもつと小さなものでいいのかわからないか、こういう判断については私どもも十分な材料を持つておりませんので、公正な判断が十分にはできないかと思ひます。ただこの問題を考えるにつきまして、為政者として十分にお考え願ひたいと思ひますのは、現在確かに治安状況がよくない。いろ／＼の問題をめぐつて次々と問題を生じている状態は何としても抑えて行かなければならないことは、先ほど来大石教授もおつしやり、又次田さんもおつしやりつた通りだと思ひます。併しそこで一体誰がその治安状況の悪い原因を手を止めているかということについての反省をしなければならぬと思ふのであります。確かに或る方面からの策動が力強く動いておるといふことは否定できません。

せん、それに対する対策を考えて行く必要があることも否定できないところだと思えます。併しそれだけの力で治安状況が今日のような混乱した状態にまでもたらされる筈は思わないのであります。それは我々が健全な分子と考へる人々をそういう紛糾の状態に協力するような態勢に、そのバックになるような態勢に追いやつておる一つの要素があるのではないか。例えば破防法の論議のごときがそうだと思えます。破防法が必要であるかどうか非常に問題だと思いますが、私は諸外国の例に見ますように、その対象を明確にする、その焦点をはつきりさせて規定を設けるということになつて、一般国民がその取締の対象になるものではないという、ことを印象付けさえすれば、アメリカで共産党断罪法ができました。一般の国民がそれによつて何らの不安を感じない。それは別の世界における問題のように一応考へる。立法的にはいろいろ問題がありまして、一般の大衆には何らの不安を与えない。民主主義の基礎を危くするような不安を与えない。それと同じように日本でも若しその対象を明確にし、重点をクローズ・アップしてその規定を設けるといたしまするならば、健全な分子まで、健全な学生までそれに対する反対の運動を展開し、それが治安に不安をもたらし一つの背景を作つておるといふような事情は、これを事前に防ぐことができるのではないか。治安を混乱に陥れるようないろ／＼の問題をそこに焼出せしめながら、その状況に対処するために又大きな警察力を作つて行くといふことになつては、これは曾つて日本が辿り、世界の独裁国家が辿つ

た道と同じような道を辿る不安を感じしめます。そういう意味で健全な分子が治安維持に協力はしても、治安を混乱に陥れる方向に対して常に批判的であり得るよう立法に当つても十分の御配慮を願いたい、こう考える次第であります。現在の治安状況は決して安心すべきものではないことは認めます。併しそれと原因がそういうところにもよっているということをお考え頂いて、国会としてはこの問題に限らず、あらゆる法律全体を通じて、そういう不安を起させないように、その不安が治安を乱す原因になることのないように御配慮を願いたい、こう考えます。

次に第三の問題としまして、若しこういうものが必要であるとした場合において、この法律案による機構は適当であるかどうかという問題であります。が、先ほど申上げました憲法上の疑問は一応別問題としまして、こういうものが必要だとして、この機構がどうであるか、この点につきましては私は大体においては異論がありません。この長官を国務大臣とし、その下にいわゆる文官制の部局を設け、部隊の面で第一、第二幕僚監部を設け、幕僚長を置くという構想には私は賛成いたします。むしろこういふふうに第一、第二に分れ、それが部隊の指揮に当る。併し最高の部局が文官制によつて全体を内閣の責任において民主的に運営して行くという行き方には全面的に賛成をいたしたいと思ひます。そこで先ほど衆議院の修正として加えられたという十六条第六項の規定の問題であります。これは多少問題の余地がないではないと思ひますが、私は実質的に考えまして、この武官を排除するという考

え方はこの保安庁機構を考える場合の最も重要なポイントであり、根幹の一つとも言うべきものではないかと、こう考えております。これが完全な意味で旧軍隊のような形において訓練され、又統率されるということになることを私は保安庁機構のために最も惜しむのであります。ところで憲法の解釈論として、こういう不平等待遇的な規定を設けることが許されるかという問題であります。これは多少問題の余地がないではないと思ひますが、憲法を貫く民主主義的な基本原理を基礎として、その制度の合理的なあり方、民主的なあり方というものを考える場合に、過去のこういうものを排除することとは必ずしも憲法の禁止するところではない。平等の原則に反するといふ議論を以て退けるべきものではない。平等の原則といふものの本来の意図は民主主義の精神に反しないといふことが根本の狙いで、その一つの現われだと思ひます。憲法の趣旨から申しまして、例えは選挙の場合に選挙違反を犯したものの選挙資格、被選挙資格を特に重く制限を加えるとか、或いは一定の犯罪者について公権剥奪的な取扱をするといふことが何ら問題にならないと同じように、民主主義の基本原則を貫く、そうしてその見地から見て合理的と認められるそういう制約は必ずしも憲法の平等原則には反しないと言へるのではないかと。やはりこの見地から旧正規陸海軍将校が、部隊の面では別問題として、この長官、官房長並びに各部署ごとに長官とか次長とかいう、この面における責任者の地位につくことを排除することがこの保安庁機構を考える場合の最も重要な問題として、こ

の衆議院の修正に対して更に参議院において十分御考慮を願いたい点だと思ひます。少し末節に及びますが、この保安庁法案によりまして拝見いたしますところは、その部局関係では一応はつきりとした見解ですが、実際の部隊の關係は全部政令の定めるところに譲られております。これは今までの軍隊の組織等について考えられたと同じ考え方によるものであり、實際上にはそういう考慮も必要であつたのではないかと思ひますが、これも基本的な原則はやはり法律の中に明示して政令に委ねるということについて或る限度を認めるのが安当なのではないかと、二十四条の第二項に「前項の部隊の組織及び編成は、政令で定める。」とか、その他總理府令に譲るとかいうような形になつていて、ところが多々あると思ひますが、少くともこの基本的なあり方といふものについては法律自体の中に定め、国会がその意味での監督をする根拠を定めておくことが必要ではないか、こう考えます。

それから又非常に細かな問題であります。現在警察予備隊の実情を聞き、又拝見いたしまして、そこで隊員の訓練といふことが言われております。そしてその趣旨が、保安大学校といふものが設けられました場合にも訓練といふ言葉で現わされております。その訓練に当る者は、教官とは申しませんが、そして又教育に従事することと思ひますが、教育といふ考え方が従来のように想像いたします。これは或いは關係方面のそういう示唆に基くものであるかも知れません。併し私は広く隊員を募集し、広く訓練をして行くといふ場合に、それから教育的な要素、人間としての教育という点を無視して健全な保安隊といふものは構成されないのではないかと。これまでの警察予備隊は曾つての軍隊とは違つて、実際に拝見しても非常に明朗であり、又全体として受ける感じが民主的であるといふことは否定いたしません。併しそこでいふこの訓練に終始して、人間としての教育或いは文化的、社会的な諸問題についての教育の面が完全に無視されているのではないかと、そうなりますと、その人たちの中から本當に社会人として、又人間として日本の治安を託するに足る健全な人材を求めることができるといふ点に懸念を抱かざるを得ないものであります。やはり訓練によつて強くなるということが必要ではありましようが、併しそれは人間としての教養によつて裏付けられたものであつて初めて人間がそれ親しみ得る、そして對個人の關係において問題を生ずる場合にその摩擦を防ぐことができる。そういう意味においてこの訓練といふ点を重視し、又警察大学校の場合と同じように保安大学校を設けるといふことは結構であります。そこでやはり人間としての成長を目指した教育でなければならぬ。殊に幹部を養成するものにおいては、訓練といふ言葉には現わせない、むしろ本當の意味での教育が重視されなければならぬのではないかと、こういうことをまあ痛切に感ずる次第であります。

更にこれも本来とは直接關係いたしません、法律案の中には何ら現われていない点であります。全体で言へば私はこの保安という見地から見まして、これは對個人の問題がしばしば問題としてクローズ・アップされて参ります。そして治安の維持と基本的人権の確保という問題を保安隊の内部においても、又對人民との關係において問題を生ずる場合においても、常に治安の維持と基本的人権の保障という点をどちらに重点を置いて考えるかという形で問題が提出されると思ひます。そういう点を考慮いたしますと、警察予備隊令の中に、はつきりと基本的人権の尊重の趣旨、そして警察権の限界という点をはつきりと謳つていたその保安隊が活動する場合の一つの原則として、これはただ訓示的な意味を持つて過ぎないことにもなるかも知れません。が、やはり一つの基本的な原則として謳われるべきではないかといふことと、それからとかくいきり立ち過ぎるところに問題が生ずるといふ点を考えますと、私はこの保安庁機構の中に、法案自体には何ら現われておりませんが、關係のないことも知れませんが、広く女子を採用して女子隊員を設けることによつて機構内部の空氣を明るくし、又對人民の關係においても摩擦を生ずべきことを避けることができる場合が幾多あり得るのではないかと、そういう点についても現在の警察予備隊について考えるところであり、また、新らしく生れ変わりますこの保安庁機構の問題としても御一考願ひたい、こう考えます。

それから次に海上公安局の關係であります。海上公安局に關する規定を保安庁法の中に設け、保安庁機構の一環として考えられておりますことは、いざという場合に、この海上公安局の職員が警備隊の職員と一体となつてその治安確保に當るといふ狙いから出発したものと思ひます。併しものとくこの海上公安局は先ほど来お話もありましたように、海上警察を構成する機関であつて、国家地方警察及び自治体警察だけでは保つことのできない海上の保安の任に當るべきものだと思ひます。これは保安庁機構の一環として考えるべきものではなく、むしろ警察的なものとして、その所管關係はともかく、本来の狙いはそういうものとして考えなければならぬのではないかと、そしてこういう意味での海上公安局の機構は現在の機構で果して十分であるかどうか。例えば密出入国を取締る、或いは密出国を抑えるといふような具體的な事例を考えてみましても、これは現在の機構で十分にその目的を果し得るかどうか、こういう面でも治安確保の面からまだ相當に拡充しても戦力となつていふような疑ひの全くない領域ではないか。場合によつては、非常に船足の速い船によつてどん／＼出入するといふようなことが考えられるとすれば、航空機を備えて海上公安局なりが任に當るといふことも考えられる、そういう意味で海上警察としての海上公安局という制度は、或る程度に拡充することも必要ではないかとさえ思われます。併しそれは飽くまで海上警察として考えるべきものであつて、そうなりますと、一体となる場合に備へるような意味で、その海上保安官といふものの階級を大体この警備隊のそれに準ずるような形で、非常に多くの等級を設けるといふようなことが果して適當であるかどうか。一般の警察に準じてこの機構は考えるほうが、本来

の筋じゃないか。そうしていざという場合にはこれを補う意味において、警備隊が活動する。それは全然別個の見地から活動するといふ行き方になるのが本来の筋ではないか。こういうことを感ずる次第であります。

いろ／＼申し上げたい点もございまして、私はこれが現在の段階において必要であるかどうかという問題になりまして、事実の認識の問題として十分の材料を持つておりませんので何とも判断いたしかねます。又これだけの機構が対外的なものを予想しているのではなくて、専ら治安の確保の見地から必要であるかどうかという問題、憲法のいう戦力に該当するものであるとばかりと云えるのかどうかという点について私はまだ断定することは躊躇いたします。併しこれが専ら対内的関係に向けられてゐるもの、治安の確保という面だけに向けられてゐるとすれば、それは治安の見地からの必要と対個人の関係において人権の尊重というものの兼ね合いを十分に考え、基本的人権の保障という面がもつとつきりである。警察予備隊令の中にさへそれがつきりと謳われている。その線さえ今度の法案の中には謳われていないといふことには若干の疑念を持つ次第であります。

非常にまとまりのない話ではありますが、一応これを以て私の意見を終わります。
○委員長(河井彌八君) 有難うございました。田中教授に対して御質疑がありますれば簡単にお願ひいたします。
○三好始君 数点お伺ひいたしたいと思ひます。法律案の具体的な内容についての御意見は一々御尤もだと思ひ点が

が多いわけですが、先ず憲法との関連についての問題をお伺ひいたしたいのであります。田中教授は保安隊、警備隊が一定の装備、編成以上にたつてすれば、それは憲法の禁止する戦力になるだろうと思ふけれども、現状において、それが禁止せられてゐるところの戦力に達しているのかどうかあるかは、認定の問題としてかなりむづかしい問題である、こういつたような意味の御意見が出ておつたかと思ふのであります。それは保安隊、警備隊が純然たる国内治安を指しているという前提の上に立てられてゐる御意見でしょうか。それとも保安隊、警備隊は外敵が侵入した場合に、外敵と戦うといふことも含めての御意見でしょうか。その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○参考人(田中二郎君) この保安庁法で示しております保安庁の任務とするところが第四条に現れておりますが、「保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」といふことになつてゐます。これは従来の警察予備隊令と、海上保安庁法に現れたところを総合してできた規定のように思ひますが、従来の警察予備隊が、専ら国内治安を目的として作られたもので、対外的なものとして考えたものではないといふ説明がなされてゐたと思ひます。そうして性格的には變つてゐないといふ政府の説明、それは全然外の関係が無関係だといふわけではないでしょうか、

その狙いとしてゐるところは、そういう機構を整える本来の狙いとするところ、国内治安に向けられてゐるというところは、従来の説明と今度の法案に現れたところとを総合して見まして、大体変りはないのではないか、対外的なものと考えてゐるのではないかと、御意見をすべきではないか、こう考へておられます。若し対外的なものに備へての、日本のそういう力を整へるといふことになりまして、これはやはり憲法の禁止する戦力となるのではないかと、そういうふうにお考へておられます。

○三好始君 そういふ場合に、対外的な戦争に備へる意図といふものは、純然たる自衛の戦争に限られておるといふこと、それから本来の目的は国内治安の維持であるけれども、外敵が侵入をして来た場合には、当然に国を守るために自衛権の発動として、これは外敵に対抗しなければいけないのだ、併し本来の目的は、国内治安の維持が目的なんだ、こういう説明になつておる場合、それは果して憲法第九条で禁止されておる戦力になるのかどうか。本来の目的は国内治安なんだけれども、外敵が侵入して来た場合はこれに対抗するのだといふ場合の判断の問題なんです。

○参考人(田中二郎君) 実際問題としますと、若し外から侵入して来たといふ場合、この保安隊なり警備隊といふものが使われる、或いは又それを予想してこの機構が作られてゐるというところは想像できますし、又恐らくその通りだろうと思ひます。むしろそういうものを狙いとして、国際連合軍の一環としての訓練をするといふのが、この制度の狙いとするところではないかと

思ひます。併し少くともそういう大きなものを作るといふことならば、やはりそれは戦力を作るといふことであつて、その点はつきりして論議を進めるとなれば、当然憲法の改正を経なくちゃならないといふことになるのじゃないかと思ひます。そこでそこへ行かないようにといふので、国内治安のためといふことを誤つて、この法案ができてゐる。もと／＼警察予備隊なるものができました沿革から言つても、今の憲法の趣旨とはやはり食い違つたものであります。治安維持対策という見地から、或る程度のものであれば合理的に説明し得るとしても、今おつしやるような意味でだん／＼その線がはつきりして来たといふ場合には、もはや国内治安のための機構だといふことは言えない。むしろその点はつきりと国民の耳に聞いて、憲法の改正をして、やるならやるといふ態度に出るのが正しい行き方じゃないか、合法的な行き方ではないか、こう考へておられます。

○三好始君 そういたしますと、田中教授のお述べになりました一定の限度を超えれば、それは憲法第九条にいうところの戦力になるというものは、たとへ国内治安を指している場合にも、それが国内治安維持の必要を超えるような過大なものになつたり、とにかくそれが一定限度以上になると第九条のいう戦力の疑いが生じて来る、こういう意味に解していいわけなんですか。
○参考人(田中二郎君) そうでございます。
○三好始君 ところで警察予備隊令によつて設けられた警察予備隊と、今度の保安庁法案との比較においていろいろな点で相違があるわけですが、政府は本質は同じだといふことを説明いたしておられます。ところがこういう意味において本質が同じなのじゃないかと思ふのであります。実は予備隊が作られる直前の昭和二十五年七月十八日の参議院本会議で吉田首相が議員の質疑に答えていろいろ答弁をいたしておるのであります。速記録をそのまゝ読んでみますと、「このたびは、朝鮮問題等に鑑みまして、いつ共産軍が日本の国土を侵すとか治安を乱す、或いは又人心にどういふ不安がするから分らないといふような不安があるために警察力を増強いたすことにしたのであります。決して弾圧政策のためにいたすのではないのであります。」「このいふことを実は参議院の本会議で答弁せられて、当時私は非常に問題だと感じたのであります。が、世論はそれほど大きくは取上げなかつたことを記憶いたしておきます。ところが首相のこのいふ言明にもかかわらず、客観的な法としての予備隊令には、やはり国家地方警察或いは自治体警察の補充的な機関であることを明記いたしておきます。その意味では予備隊令並びに予備隊令によつて設置された警察予備隊は必ずしも違憲という断定は下すべきものではない、やはり内容を検討した上でない憲法違反だといふことを速断すべきではない、こういうふうに私は考へておつたわけでありまして、ただ予備隊令なり予備隊令に対してとつておるところの政府の態度が違憲だといふことはあつても、予備隊令そのもの、或いは予備隊そのものが違憲

だといふことはあつても、予備隊令そのものの、或いは予備隊そのものが違ふだといふことはわかには言えない、こゝろが今度の保安庁法案では、国家地方警察或いは自治体警察の補充的な存在であるといふことは法律の条文からなかつてしまつておられます。第四條に保安庁の任務を書いてありますけれども、これはさつき田中教授がお読みになりましたように、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため」、こゝろがこゝろになつておられます。又出動の場合の條件にいたしましても、第六十一條に、「内閣總理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める場合には」といふことになつて、非常事態といふ非常に包括的な表現がされおられますために、これは外敵侵入の場合も含めた表現でありますから、予備隊令と保安庁法案との間には、客観的に申しまして性格の相違が感じられる。それとしばしば政府は私たちの質疑に答えて答弁しておられるのは、先ほど申しましたように、外敵が侵入して来た場合に国内治安の見地からこれに對抗するのだ、外敵鎮圧のための行動をとるのだ、こゝろがこゝろに憲法との間に一つのまあいば逃げ道を作ると申しますか、その間の合理化を図らうといひたしておられるんです。私はこゝろがこゝろの場合の外敵に對抗するといふ意図は、政府が国内治安の維持が目的だといふような説明によつていゝば一方面的に片付けられるものか、或いは法律案なりその他委員会の答弁などを総合して客観的に判断するべきものかといふことが一つの問題だらうと思つた。

ですが、この点についてのお考えを承りたいと思ひます。

○参考人(田中二郎君) 私は政府が警察予備隊を作り出した時から、又今度の保安庁法案を準備いたしました時に、憲法とそれとの関係においてかなり疑問を持ちながら、併し現実の必要に押されて、或いは連合国側の要求に基き、更に今回も事実上にはさういふ関係との関連においてさういふ法案を出さうとしておられます、その苦衷はよくわかりますが、そこに何としても説明の無理があるのじやないか。従つて政府の説明しておりますところがつきりしない。常に無理な説明をしながら通り抜けようとしておられる感じがいたします。今おつしやいますやうな問題点も、さういふ意味で説明上にはさういふ困難を来した結果出て来たものではなかつたかと思ひます。私自身としては、實際問題として自衛上の見地から、或いは外からの攻撃に対して力を以て反撥するやうな場合があり得ますし、又それがさういふ形で行われるかという問題、その時の情勢によつていろいろ違ひましようが、憲法の趣旨とするところは、飽くまで自衛の名に在るといふ考へ方であつて、たゞ事実上正当防衛的な行動がとられるといふことはあるとして、今の憲法の趣旨とするところは、自衛の名に在りても戦争をしない、こゝろがこゝろでございませう。と考へなければならぬのじやないか。従つて自衛の名に在りてもここに軍隊に相当するものを設けるといふことになれば、それは違法になる。従つて専ら対内的な治安保持の見地から警察力を整備する。事実上にはそれが

対外的な攻撃に向けられるといふことがあるとしても、若しそれが対外的なものに考慮して設けられるといふことにおつたならば、憲法の趣旨とはすでに逸脱しおつたといふふうに見るべきではないか。少くとも憲法に謳つておる基本的な考へ方といふものはさういふところにあるのだらうと思ふ。従つて若し外の攻撃に対する一つの力を整えるといふ意味で、そこに或る程度の規定を設けて制度を整備するといふことになれば、それはやはり憲法改正の上で行わなければならない。今度の保安庁法案なるものが實質的にはさういふ方向に向つておられるのではないか。それが隊員といふ点だけから申しますと、十一万或いは十一万何千といふのでさう大した数ではないにしても、それに与えられる装備、或いはそれに投ぜられる予算、その予算内容の詳しい説明などは私は存じませんが、さういふものを総合してみますと、国内治安の見地からの必要という限度にはすでに達しておるのではないか。正直に言へばこの立案に當られたかた々々も、又国会において審議されるかた々々も、これは単に国内治安のためのものだといふふうには考へられないのじやないか。それを最近の政治情勢で憲法の改正にまで持つて行くことが非常にむづかしいといふやうな事情から、何とか説明できるやうな範囲でこれを適当に納めて行かうといふやうな苦慮の現れではないかと申すのですが、率直に申しますと、誰もがやはり憲法の本来の趣旨、憲法の第九條だけの問題としてでなく、前文からすべてを総合してあの憲法の規定が設けられた本来の趣旨からすれば、

もうすでに従来の警察予備隊で限度に來ておるといふ考へ方が率直な考へ方ではないか、さう考へております。

○三好始君 もう一点お伺ひいたしたいのでありますが、政府は外敵に予備隊或いは予定されておる保安隊が對抗しても、それは戦争ではないといふ説明をいたしておるのであります。私は常識的に言つて、さういふ場合は自衛のための實質的な戦争だと理解しておるのでありますが、政府はどういふ説明によつてそれを戦争でないといふ明しようとしておられるかと申しますと、外敵が侵入して來た場合に、専らこれに對抗するのは駐留軍であつて、日本の予備隊或いは保安隊は主體的な形で外敵に對抗するのでなくして、駐留軍に協力するに過ぎないのであるから、これはみづから戦争するのとは違ふのだ、飽くまでも国内治安維持のための警察行動としてやるのであつて、戦争でない、こゝろがこゝろの説明をしておられるのでありますが、理論的にはさういふ説明は成立しないと思ふのであります。果してさういふ理論が成立つ余地はあるのでしようか。

○参考人(田中二郎君) それは、その戦争といふものの考へ方、殊に今後の新らしくできる国際社会における戦争といふものの考へ方の變遷に伴つて、いろいろ考へ方も變つて來るだらうと思ひます。極端に申しますと、国際連合軍といふのは、国際警察の一環に過ぎない。従つてその中に日本が加わるといふのも、たゞ国際的な秩序を維持するための国際警察の一環であつて、警察権の発動としてするのは今までの要するに戦争じやないといふ説明までこれはすれば、一つの説明の仕方

かも知れません。併し今までの普通の常識からいいますと、やはりさうは言えないのではないか。駐留軍が戦争をするので、日本のほうは下働きをする、請負いで一部分を守るに過ぎないといふ説明は、何としてもこじつけの説明になるのではないか。やはりそれは国際連合軍の一環として一部署を担當して戦争をするといふことになる。仮に自衛の戦争であつて、それは戦争にはなる。又それに備えた今の装備などが考へられ、又訓練などが考へられておるのじやないか。従つて率直に申しますと、さういふものを作るべきかどうか。又さういふものを作り得るやうな憲法にするかどうかといふことは、国民全体の意向に聞いてきめるといふのが憲法の本来の趣旨ではないか。そして現実にさういふ事情が必要である。やはり国が軍隊を持つべきだ、或る意味ではさういふ場合に何ら手段を持たないことは困るというところが、政府が確信を持つていられるならば、さうしてそれがはつきりと国民に認識されるやうにされるならば、それが必ずしも通らないわけではない。若しそれでも通らないといふことであるならば、やはり国民の意思に聞いて、それをやらぬといふのが民主的な憲法の精神ではないか。やはり一部の人が非常にその神経を尖らして、それを大いにやろうといふ行き方であることは、考へ方としては非常に問題だと私は考へております。

○三好始君 憲法との関係において、田中教授と私の考へ方は大体完全に一致するものと了解いたしました。したが、必要性或いは内容の妥當性に関する部分では、お尋ねいたしたいやう

な特別に不審に感じた点はありませんから、特に疑問の意味でお尋ねいたす点はありません。ただ治安の維持と基本的人権のいづれに重きをおくかという点、或いは女子隊員を設けることとが対国民との関係において適当な点ではないか、この点について、若し保安庁の性格は単純な国内治安の問題であるとすれば、私も同感な点でありますけれども、出発点において、恐らく立案者の趣旨も対国民を意図しておるといふよりは、対外的な意図のほうが強いのではなからうか、この点について判断せられますので、基本的人権の問題、外敵に対して基本的人権を尊重するということも考慮の余地がなかつたのだらうし、女子を採用して外敵に対抗するという点も問題になり得なかつたもので、この点については出て来なかつたものと私たちは了解いたしておるのであります。この点について御意見が恐らく前提の点で、田中教授が理解せられていて保安庁の性格、或いは一応政府の説明を基礎として、内容の問題を御批判されて、この点が出て来たのであらう。併し私たちは、一応政府の説明を伺い、今までの本会議、委員会の質疑応答を通じて性格がほぼ推定される状態にありましたので、この点については全然考慮しておらなかつた点なのであります。この点について二点を除いて、他の部分は非常に教えられるところが多く、参考になつたことを御礼を申上げる次第であります。

○成瀬輔治君 一点だけお伺いします。先ほど田中さんが申されましたように、戦力というものの対する常識が、戦争中におきましては、例えばB二九に竹槍を持つて向つても戦力だという解釈が私はあつたと思ひます。最近木村法務総裁の言葉を借りれば、一十億や二十億の予算を使うものは戦力ではない。或いは原子爆弾みたいなものを持たなければそれは戦力にならないのだというふうな、私は常識的なもの、このあたりのお述べになりました一定の大きさとか力というふうなもの、一つの判断の資料になると思ひますが、ここに仮定といったしまして、例えば木銃で訓練を幾らでもしている。ところがこれに一定の武器とかさういふものをすばつと持つて来れば、私は立派な戦力になると思ひます。従つて訓練の状態がどういふふうに行われているか。例えば科学兵器をこへ持つて来れば、直ぐそれが戦力になり得るのだというふうには私は解釈したいと思ひます。従つて訓練の内容というふうなものは、私は非常に重要なものと思ひます。そこで久里浜のごとき、例えば幹部の養成所などの教授の仕方というのを見て、どの教授の仕方というのを見て、政府の答弁を聞けばそれは向うの人がやつていて、関係の人がやつていて、教科書というふうなもの、英語の本を使つていて、従つてここに資料を要求しても出し得ないのだというふうな状態なんであり得ます。ですから、そこから私は想像をして判断をすれば、誰が何と言つたつて、私は今の幹部養成のごとき、或いは今申しましたような観点に立つて私は訓練を行なわれないか、そういうふうにも言つても支ないのではないか。従つて憲法制定当時の考え方、或いは前文の問題、或いは九条の問題に照し合せまして、私はやはり治安の目的がどうであらうか、何と云ふけれども、結局私はやはり憲法に違反したものである、この点に断言をしたいと思ひます。非常に極端なことになるでしようか。その辺を一つお伺いしたいと思ひます。

○参考人(田中二郎君) 現実はどういう訓練をしていますか、又どういふ装備を持つておられますか、そういう点私は詳しくは存じませんが、これは私一個の考えと申しますよりは、我々の仲間である警察予備隊と言へば、ぎり／＼のところ、戦力は該當しないという説明はつたのじやないか。或いは例えば治安状況などを考えてみても、いろいろその面での武器その他も進歩しているといふことが想像される。それに對する対策を考へるという意味において、国家警察なり自治体警察の補充という意図の予備隊は一応憲法でいう戦力には該當しないという説明はできるのではないか。併しやはりそれがマキシマムであつて、それ以上の人を殖やし、又装備を充実し、更にそれが予算面に見られて相当多くの予算が組まれることになつて来れば、それはやはり治安確保の見地からの警察力という限界を超えて戦力という段階に入つて来るのではないか、それが私どもの仲間の多くの人の意見だと思ひます。それがいいか悪い、そういうことに持つて行くのがいいか悪い、これは現在の社会情勢、政治情勢を判断してきめなくてはならない問題。併し若しそれが必要

だというなら、然るべくそつちの方向に持つて行こう、国力と腕を合せてそつちの方向に持つて行こうといふ、最初のスタートとしてそれをそつちのほうに持つて行こうというなら、それはやはり成規の手続を経てやるべきことではないか。現在の治安状況、そして取締の対象になるものとの関連において考へて、現在の保安庁というものが戦力にならないという判断がでるのか。それとももうすでにその段階を踏み越えているという判断をすべきかはいろいろな政治情勢なり、或いは治安状況などについて十分の材料をお持ちになつていて国会議員のかた／＼が十分に判断なさつて下さればいいのではないか、そう思つておられます。私も普通常識的に考へますところ、先ほども申しましたように、保安庁が純然たる対内的な治安確保の見地から設けられていゝとは思ひません。併し法律の建前としてはまあさういふところに狙ひがあり、又さういふものだと説明されています。としますと、それを一応受容れる、それが本場に必要範囲内にとどまるか、客観的に必要な限度を超えているかという判断が、これを戦力と見るかどうかという岐れ目になるのじやないかと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 有難うございました。次に村瀬直義君の御発言を願ひます。

○参考人(村瀬直義君) 本日は午前中から専門のかた／＼から詳細のお話がありまして、又本件につきましては警備、それから殊に装備その他について技術的、専門的な知識を必要とするところが多しと思ひますので、私としては十分なお答えをすることが或いはできないのじやないかと考へます。一応簡単に私の考へておられますところをお述べたいと思ひます。

先般委員長からお示しになりました問題のうち、第一問でありますところの保安庁及び海上公安局の設置は憲法の規定に違反することがないかどうかという問題であります。これは結局保安隊とか警備隊というものが警察力であるか戦力であるか、午前中から問題になつておりました問題、換言すれば国内の治安維持の責に任ずることを目的とする組織であるか、或いは戦争のためにする組織であるか、これはまあ実質の問題と説明の問題と違ふのかも知れませんが、さういふ問題に關着すると考へるのであります。これは申上げるまでもなく、警察力と戦力というものは、その境界において非常に接近をいたしておりました。或いはその境界を画するということは困難な場合があるかも知れませんが、本来この両者は目的が違つておられます。従つてその規模、装備等においておのづから違つてくる。で、これを申上げますまでもなく戦力という概念は、古今或いは東西を通じて一定不變といふものではなくて、勿論その時代によつて又國によつて違ふのであります。即ちさういふふうな時代又國によつておのづから判定を異にする可動的概念であることは申すまでもないのであります。憲法第九條第二項の戦力というものは、勿論現在の戦争、現在の戦争を遂行するに適當するものでありまして、又我が國が置かれたその状況

において戦力であるかどうかを判断すべきものであることは申すまでもありません。同様にその警察力についても同様な事情が存在するものと考えられるのであります。なお、これは余計なことかも知れませんが、憲法第九條第二項におきましては「陸海空軍その他の戦力」と、こうあります。この「その他の戦力」というのは、これはまあいろいろ議論があると思いますが、私はやはり陸海空軍に近い力を有するもの、例えば形式は陸海空軍ではないけれども、実質上はそういうような実質を持つておりまして、必要ある場合においては陸海空軍に転換することができ、こういうものを言うのではなからうか。潜在戦力というのはいくつかのものを言うのではなからうか。従つて、その戦力というものは、人的及び物的に総合せられておる力を言うものであつて、単純な武器のみの存在或いは兵器製造の事業能力というようなものには戦力の保持と称すべきものではない、かように考えるのであります。で、かように申述べましたことによつて、只今問題となつておる保安隊及び警備隊が戦力であるか警察力かというのを考えてみますと、これはたゞびに申されましたように法律の第四條によりますと、保安隊、警備隊は、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊」、かようになつております。申すまでもなく国民の生命、身体、財産の保護、公安の維持ということは警察の本来の責務でありますから、まあ法律の規定上は保安隊、警備隊は警察の組織である、かように言い得ると思ふのであります。尤も保安隊、警備隊の規模、即ち人員であるとか装備というものは、私も聞きまゝなところによりますと、相当強大なるものがあります。法律の規定の上は以上のようなものであるが、その実質は或いはその戦力に当るのではないかと、こういう議論が生ずると思ふのであります。事実保安隊、警備隊の人員或いは装備は通常の警察以上に、通常の警察に必要な程度を超えるものがあるのではないかと考えるのであります。併しながら現在殊に今後の我が国内のいろいろな情勢を考えますと、或いはいろいろの方面から即ち国外から武器の供給を受けながら、その他のいろいろの手段によつて相当大きな騒擾であるとか、或いは内乱の発生というようなことも考えられないのではないかと、こういう場合に対処するためにはおのずから一定の人員、装備は必要といたしますから、かような人員、装備はやはり警察上の装備とは言えないのではないかと考えられるのであります。尤もこれは事実問題でございまして、我々のような事実余り詳しくない者より、先ほどから申されておりますように、この事実をよく承知しております議員のかたのほうでこれは判定を要する問題であるかと存じますが、なお本法に規定してあります保安隊、警備隊の人員、装備は非常に大きなものであることは事実であります。併しながら実情を見ますと、今回の保安隊の人員というものは、すでに決定されておりますところの警察予備隊令の一部を改正する法律によつて、すでに確定された人員は少しも増員してない。これは午前

に委員長からお話があつたようでありまゝ。又警備隊の人員について考えましても、すでに決定せられた海上保安庁法の一部を改正する法律によつて定まつている人員を増員してない。ただ公安局に極めて僅少の増員があるにとどまつていふように見受けております。又装備の点につきましても、これに必要な予算は、先に予算審議の際に詳細に論議をせられて、これに必要な費用の支出は予算の決定によつてすでに認められていふような状況であるのであります。従つて只今その保安庁設置の法律というもののについて、それが憲法に違反するかどうかといふことを論議することは、或いはややその所得ないのではないかと、或いはややな感じもいたすのであります。ただ軍隊と警察とはたゞ／＼申しますように、極めて近接いたしておりまして、その境目は紙一重というやうな場合もあると思ひますので、さうに思ふのであります。併し保安庁の設置は、これは私も前から見まして、諸般の事情に鑑みまして、警察力としては殆んど行くところまで行つてゐるのではなからうか、かように考えます。従つて今回の問題は、只今申しました通りであるといひましても、更に人員を増加し装備を拡大するといふやうな事態が起ります、必要があります場合に、これはその法制上の措置につきましても十分の考究を必要とするのではないかと、かように考へてゐるのであります。

次にお示しになりました第二問、第三問について申述べますと、我が国現在及び将来の治安の状況を見ますと非常に重大なものと見えてゐることはたゞ／＼お話に出たところでありまゝ。従つてこれに對する目的を以て現在の警察予備隊と海上警備隊とを統合して一体的の運営を図りますために、本法案に定めておられますやうな特別の行政機関を設置するといふことは、恐らくこれは必要であるのではないかと考へるものであります。従つて特別の行政機関を設ける必要があるといひまして、果してこの法案に定めておられますやうな機構が適當であるかどうか、これは更に十分検討を要する問題でありまして、私も短期間でこれを判断することはできない問題であります。大体において本法案に規定しておりますやうな強力な、又機動的な機構といふものは機宜に適したものでないかと、かように考へるものであります。又先ほど午前中から問題が出ておりました衆議院の改正案の問題であります。これは私に於いては過去の軍人部、中心の部局に採用しないといふやうな原案は趣旨としては適當であると思ひますが、これは頗るくば運営としてやれはいいのであります。法制として全部さういふものが採用できないといふやうにきめることは如何であらうか、かように考へるものであります。海上公安局の問題はこれはたゞ／＼問題が出ましたのであります。これは多少性質が違ひますので別個の取扱をしておりまゝなものと考へます。所管の問題等はいろいろあります。組織としては大体適當なものではなからうか、かように考へております。

極めて簡單であります。一言申し上げます。三好始君 村瀬先生に憲法の点でお伺ひしたいのであります。戦力の定義は、抽象的な戦力という言葉だけを考えますと、勿論それは仰せのやうに可動的なものであり、相對的なものだと考へられますけれども、実本法としての憲法に規定されておる戦力の定義は、抽象的に戦力という文字だけを定義付ける場合に比べて、もつとその意義を確定できる性質のものではないかと考へます。例へて申し上げますと、第九條で言つておる戦力は、これは国家が戦力という意圖を持つて保持する場合に於いては、これはきつた原則を一つ確立できないものであらうか。それは總體的な、或いは可動的な問題としての認定の問題ではないかと、性格的に戦争に備へるという意圖を以て設ける場合には、これは許されないと、一つの原則は打立てることができるとはなからうか、かういふように思ふのですが、如何ですか。

○参考人(村瀬重雄君) 可動的と申しましたのは、時代によつて戦力の幅が変るといふだけのことでありまして、只今お話のように、或る一定の場合において戦力になるか否かといふことは、やはりお話のように戦力として設定するといふことが必要であり、又さういふ場合には戦力になると思ふ。ただ今度は逆に戦力として設定しないでも、客觀的にそれが例へば警察力として設定するとしても、實際において必要以上のものが設けられるといふやうな場合においては、或いはそれは戦力になるのではなからうかと、かように考へます。

○三好始君 そういたしますと、只今おつしやいましたお立場は、先ほどの

田中教授のお立場と同じように了解いたすわけですが……。

○参考人(村瀬直義君) 大体さようでございます。

○三好始君 それでは現在の政府の言明しておるところに基いて、やはり田中教授にお尋ねしたのと同じことをお伺いいたすわけですが、戦争に備えるというのが本来の意図でなくして、本来は国内治安の維持に任ずるのが意図であるとしたとしても、一旦外敵が侵入して来た場合には対抗するのだと、こういう場合にどういふ関係になりますか。

○参考人(村瀬直義君) 先ほどもお話でございましたが、外敵が侵入した場合に對抗するという場合は二つあると思ふのでございます。一つは、本来国内に對抗するために設けるのだが、場合によつて外敵が侵入の場合にも備えるというふうな目的を持つておつた場合と、そうでなしに純然たる国内のたけに設けられておつて、たま／＼外敵が侵入して来た場合にただ黙つておつたらういか、その場合にも戦うかどうかという場合と違ふのではないかと。前者の場合であれば、それが仮に小さい部分を占めておるのかも知れませんが、やはり目的があればそれは戦力になるんじゃないか。併しながら全然そういう目的がなくて、たま／＼外敵が入つて来た場合にこれは個人でも戦う場合がありましようし、その場合に警察でも戦う場合がある、そういう場合があるからといってそれが戦力になるということはどうかと私は思います。

○三好始君 大体先ほどの田中教授の御見解と同じように了解いたしたわけ

であります。もう一点同じようなお尋ねをいたしたいのですが、外敵が侵入して来た場合に主体的に戦うのは駐留軍であつて、保安隊は主体的には戦わないで、ただ駐留軍に協力するに過ぎないんだと、こういう説明によつて保安隊の行動が憲法第九條後段で否認されておる交戦権或いは行動としての交戦でないという説明が果してできるかどうかという問題なんですか。

○参考人(村瀬直義君) 主体的にという問題でございますが、これも初めから日本の力が主体的に働くというのでなくとも、初めから例えば外国軍隊と一緒にやつて行く、それに協力してやつて行くという目的があると、それはやはり戦力になるんじゃないかという感じがいたします。併しながらそういう目的がなくて、現実純然たる国内の目的というのか、事態に依つていろいろ活動いたしますから、そういう場合はこれは別じやないかという意味で同じ問題じやないかと思ひますが……。

○成瀬彌治君 少し問題が逸れるかも知れませんが、ちよつとお尋ねしたいのですが、先ほど治安関係の問題で、それとこの法案という／＼な関係があるとか、或いは破防法の問題とも関係があるというふうな話をちよつと聞いてたんですが、戦争にちよつと日本がなつて来たようなこととからみ合つて、私はそういう点で何か又やはり何かの方向に一つ行くんじゃないかというふうな非常に心配を実は持つて居るわけなんです。どちらにしても独裁的な形式がとられて行くのじやないかということと非常に心配して居るのです。そ

ういふ場合が、例えばこの保安庁機構であるとか、或いは破防法といつたようなものが私はそういう方向に迫りやうなものが一つ関連したような関係があつて非常に心配して居るのです。そういう立場に立つて、曾つて法制局長官をやられて政府に非常に重大な影響力を持つておられたおかたでございまして、そういうものに對してあな

○参考人(村瀬直義君) それはこの保安庁自体がどつちに行かないかと思ひますが、確かにこれが行かなくとも活用されれば本来の目的を達成するし、又場合によつては先ほどいろいろお話があつたようにこれを転機として非常に無用されるかと思ふのでございませう。それらは併し結局運用の問題になると思ひますが、保安庁法自体がどうこうという問題じやないのじやないかと思ひますが、これはやはりその運用の問題、それから政治家がやはり賢明な判断と賢明な裁量でやつて行くといふことになるんじゃないかと思ひます。非常に抽象的な問題になりますけれども……。

○委員(河井彌八君) 他に御質疑がありませんか。それではこの程度にとどめますが、私は内閣委員会を代表いたしまして、本日御繁忙のところをわざわざこちらにおいで下さいますして有益な御意見を拝聴させて頂きましたことと厚くお礼を申し上げます。保安庁法案、海上公安局法案の審議につきましても御発表頂きました御意見は非常な参考になるものと考えましてお礼を申し上げます。次第であります。誠に有難うございます。

○委員(河井彌八君) 他に御質疑がありませんか。それではこの程度にとどめますが、私は内閣委員会を代表いたしまして、本日御繁忙のところをわざわざこちらにおいで下さいますして有益な御意見を拝聴させて頂きましたことと厚くお礼を申し上げます。保安庁法案、海上公安局法案の審議につきましても御発表頂きました御意見は非常な参考になるものと考えましてお礼を申し上げます。次第であります。誠に有難うございます。

午後二時五十七分休憩

午後三時四十八分開会

○委員(河井彌八君) これより休憩前に引續いて内閣委員会を開会いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員(河井彌八君) 波多野君に申し上げます。さうして取計らつてよろしいと思ひます。併し関連事項もありましようから、主として設置法の一部改正を審議することにいたしました。それらの点に触れることは差支えないと思ひますから、さうして取計らいます。

○國務大臣(池田勇人君) この外国為替管理というものは、本来は大蔵省で取扱うのが常則でございます。外国の例を見ましても、大蔵大臣がこの管理に當つておるの大部分の場合でございます。今の西ドイツの場合はちよつとわがかりませんが、多分大蔵大臣或いは中央銀行でやつておる、イギリス、フランス、ベルギー、カナダ、外国為替管理をしておるものは全部大蔵大臣

○國務大臣(池田勇人君) この外国為替管理というものは、本来は大蔵省で取扱うのが常則でございます。外国の例を見ましても、大蔵大臣がこの管理に當つておるの大部分の場合でございます。今の西ドイツの場合はちよつとわがかりませんが、多分大蔵大臣或いは中央銀行でやつておる、イギリス、フランス、ベルギー、カナダ、外国為替管理をしておるものは全部大蔵大臣

の監督下に置きまして、大蔵大臣の責任において、或いは事務的のものには中央銀行が取扱いとか、或いは為替委員会を設けるなどとしても、やはり大蔵大臣の監督の下にあるのが常則でござい。然るところ、日本ではなぜ外国為替管理委員会というものを国内並びに国際関係におきまして、通貨の安定に対する責任を持つ大蔵大臣の下に置かれなかつたかという理由を考えてみますと、御承知の通り、敗戦後におきましては、外国貿易というものはスキャップの管理に属しておりまして、そうして出入りの勘定は全部スキャップがやつておつた。従いまして、その出店として日本に特別の機関を設けたほうがいいというので、中立的の臨時のものも設けたわけでありました。その後貿易が日本政府に委ねられ、日本政府の責任においてこの外貨の預入れ、その他ができるようになったと、昨年の春でございまして、夏でございまして、この機構については日本政府に任ず、こういう話があつたのであります。そこで我々は常態に復する上においても大蔵大臣の監督の下に置くのが適當だという主張をし、或いは外為委員会のほうでは今まで通りにするのほうがいいのだと、こういう主張がありました。日本銀行總裁も入れて相談の結果、内閣におきましては、大蔵大臣の下に三人委員会を作つて、そうして為替委員会は置いておき、相談してやろうとこういうことになりまして、大蔵省の關係が強くなつて来たのであります。而して、今のようにならなかつた場合におきましては、行政事務の簡素化と言ひ、又責任の所

在をはつきりする意味から言つても、大蔵大臣の下に為替局を置いて、そうして事務的なことは日本銀行に任して行くのが適當な方法である、こういうので、慎重審議の結果こういう案にいたしましたのであります。

○栗栖勉夫君 まあ安本その他というものが非常に機構が変わりますので、新しい機構の下において、そのスタッフ、或いは実務というものがすべて大蔵省で行われる、こういう考えの下にお答えになつたのじやないかと思ひますが、その点は、この為替局というものを設けられ、日銀についてどういふふうな仕事をさせるかということを一応御説明を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 事務的なこととでございまして、事務当局のほうからお答えいたします。

○政府委員(石田正君) お尋ねの点は、仮にこの改正がありましてした場合に、どういふスタッフを以て外国為替の問題に當るかということであらうかと思ひますが、この点につきましては、大蔵省に為替局を作りまして、それが大蔵大臣の下におきまして為替に關するところの事務を所掌するようになつた。これは適當に分課をすることにしようかと思ひます。又、その下に係ができることに相成ります。それから日本銀行には実務を相當広範囲に委譲いたしまして、そうして実務的な方面は日本銀行が當るといふことにならうかと思ひますが、ござい。なお日本銀行のほうの構成でございしますが、これは日本銀行のほうで考えておきますので、我々のほうとしてどういふ構成をとるかということ

を指示するというのは筋違いかと思ひのであります。現状を以ていたします。局が二つござい。外国為替局とそれから為替管理局というふうな二つに分れておりまして、これは相當現在におきまして大きなスタッフを持つて為替關係の事務を所掌いたしておるわけとでござい。大体この人数は、我々の承知いたしておりますところでは、この二つの局を合せて實際の人員は五百名を超える者が現に事務に當つておるといふような状況でござい。まして、これらの人たちは、機構改正がありました場合にも、當然従来外国為替管理委員会の下におきまして事務をされておつたのと同じような意味におきまして、大蔵省の下におきまして委任事務を取扱うということに相成ろうかと思つております。

○栗栖勉夫君 そういたしますと、為替というものは、私ども若い頃は正金さんが主にやられる、エキスパート・ビジネスであつたわけですが、人事について、大蔵省の局長とか、その他についても十分そういふようなエキスパートを配して遺漏ないようにならうと、こういうお考えでござい。さうでござい。

○国務大臣(池田勇人君) さうでござい。

○波多野鼎君 ちよつと関連して、今の説明でちよつと補足して頂きたいのは、外国為替管理委員会の設置法で管理委員会の権限が第四条として出ています。この第四条で権限として規定されておること、それからもう一つ、所掌事務として第三条に規定されておるあれがござい。これはどうなるに今度できる為替局ではや、

どの事務を日銀でやるといつたような説明をちよつと補足して頂きたい、設置法に基いて……。

○政府委員(石田正君) 設置法で今お話がございましたのは、大体六つの事項が挙つておると思ひ。そのうちの一つの点は、外国為替取引に關するところの問題と、それから外国為替取引に關連する外国貿易の取引の手續につきまして必要な調整を行うということに相成つておるわけとでござい。まして、これは要するに為替と貿易關係との手續の調整ということに相成ろうかと思ひ。而も、これは外国貿易自体と直接に外國為替取引との調整を行うというのではなくして、外國為替に關連するところの外國貿易取引との調整を行うということになるわけとでござい。この点は當然大蔵省に歸属すると思ひ。それから第二の外國為替特別會計の運営でござい。これも改正の結果當然大蔵省に入ることに相成ろうと思ひ。それから第三の外貨予算につきまして、その定められた原則及び條件がうまく守られるように確保するといふ点でござい。これは外貨予算につきましては、貿易關係につきましては通商産業省、それから貿易外につきましては大蔵省ということに相成りまして、それ、責任を分担いたしまして、そうして予算の調整をいたす、それを今度は大蔵省が總括的に準備をいたしまして關係審議會に付議して決定して行く、こういう手續になるわけとでござい。これらにつきましては、何と申しますか、通商産業省といたしまして、それから大蔵省といたしまして、その予算の運営上

第三者的な機關から掣肘を受ける、或いは干渉を受けるということなく、みづからそれに氣を付けてその定められた限度及び條件でやるといふことは勿論であります。それから又それにつきまして若し守られないような虞れがあります場合に、その遵守を確保いたすという責任は當然大蔵省に入つて来ると思ひ。それから第四の外國為替及び外國貿易……。

○波多野鼎君 外國為替管理委員会の設置法を基にして一つ説明して下さい。

○政府委員(石田正君) 設置法の所掌事務の三条のほうを申しております。

○波多野鼎君 今の四が抜けたじやないですか。

○政府委員(石田正君) 四のところは「關係行政機關の用に供するため、外國為替及び外國貿易に關する取引について完全な記録を保持する」といふこととでござい。この点につきましては、大体の事務は日本銀行に委ねることが適當ではないだらうかと考えておる次第でござい。それから第五の「外國為替取引の数量及び内容並びに國民經濟の復興に及ぼす効果に關する報告を、定期的に、内閣總理大臣に提出する」といふ問題であります。この点は新しい設置法には別段規定がござい。併し必要であります。いろいろ実務的に數字を調査いたしたことに基きまして、大蔵省が適當な報告を作るといふことに相成ろうかと思ひ。でござい。それから第六の「外國為替に關する政策について、内閣總理大臣及び關係行政機關に報告すること」、この点はどが執務ということになしに、當然大蔵省が

外国為替の全責任を負つてやるということに相成りますので、これに該当するような勧告というようなことは行われなくなる、かように考える次第でございます。なお極限の問題につきましては、これはいろいろと規定がございます。一から十二までございまして、大體所掌事務等を逐いまして細別いたしました点が多いのでございまして、この点に關連いたしまして、この中で目立ちまする点は、対外取引の決済条件を定めるという点がございまして、これは十一にあるのでございまして、それから更にその前でもございまして、九の所に外国為替特別会計に對するところの外貨資金の集中に關する手続を定めるという点がございまして、この点はやはり大蔵省に引継がれるのであります。ただこのうち業務的な問題につきましては、日本銀行の意見を取ることが多いかと考へておる次第であります。

○波多野君 第四条の極限の中で、支出負担行為とか、収入金を徴収し云々というものは、これは全部大蔵大臣でしょう。

○政府委員(石田正君) これは先ほど説明いたしました第三条の二にございまして「外国為替資金特別会計を運営する」ということに当然伴ひまして、その細分と申しますか、細かい点が規定されておるものと、かように考へております。

○栗栖越夫君 それでこの外貨予算が作られ、そして各省からも貿易関係とか、或いは貿易外の収入その他について集まつて来ることを、もう少し詳しく御説明願ひます。

○政府委員(石田正君) 現在安定本部

が外国為替資金編成の準備をいたしておるわけでございまして。その実情は、貿易関係につきましては、これは大體通商産業省が主となりまして、それからそのほか農林省でありますとか、或いは運輸省その他のいわゆる運輸に關係ありますところの省からそれぞれ要求がございまして、これはまあ通商産業省が主となりましていろいろ取りまとめるをする、その間におきまして経済安定本部が統轄いたしておるという形になつております。それから貿易外の關係につきましては、大蔵省が作る責任を現在でも負わされておるものであります。それから、もう一つ、もう一つ、一般民間及び關係省から連絡がございまして、ものを審査いたしまして、そして議案を作りまして経済安定本部へ持ち込みます。そして経済安定本部で兩者を合せましてきめるといふのが現実の事態になつております。今度變りますところの点は、それを経済安定本部へ持ち込まずに、通商産業省でまゝ持ち込んだものを大蔵省に持つて行く、大蔵省は自分で作りまして、それを調整いたしまして、そして閣僚會議に出しまして、そしてそこで御決定を願ひ、こういう手続になるわけでござい

○栗栖越夫君 それから為替銀行の問題であります。政府で或いは他に強力な為替銀行を作られるような意圖があるかどうかといふことは一つ伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 明治の頃から、御承知の通り正金銀行が中心になつて為替取引をやつておりました。大正の中頃から昭和にかけて民間銀行も相當な仕事をするようになりました。

併し、何と申しましても正金中心という状態でございます。終戦後為替業務を一般銀行に取扱はせまうにつきましては、昔のように正金中心といふことではなしに、民間銀行に一つ為替業務をやらしたらどうかといふので、為替業務を十二銀行認めております。今までも実績のあるところ等を勘案して認めております。今後は昔のように正金銀行一本といふことではなしに、民間銀行でフリーにやらせる。只今十二認めておりますが、取扱の大體二割程度は東京銀行がやつております。その次、二番目が三割、三番目も一割くらいになります。十二の為替銀行の取扱の分量も非常に多いといふことがございまして、そこで平和回復後の為替業務といふものの拡大強化を図らなければならぬ、従つて外国銀行を通じてやるということとは將來を考へますと余りいいことではござい

ません。できるだけ早く支店の設置を見たい、こういう氣持でおります。併し支店を設けるにつきましてもなかなかいろいろの問題がございまして、前から、前支店を持つておつた銀行につきまして出張員を取りあへず出張といふので、今五銀行か六銀行かにロンドン、ニューヨーク、こういうふうに出張所を出すことにいたしました。今後におきましても東南アジアの關係もございまして、今認めている五、六の銀行以外に東南アジアのほうにも要望によりまして出張員の派遣を認めよう、こういう考へでござい

○栗栖越夫君 今大臣は外国銀行にも話が及んだようでございます。その点でも一つ今後問題をお尋ねしておかなければならぬと思ふのですが、勿論外国人も日本人の銀行と同じように日本において同じ機会において營業するといふことは勿論問題ないところでありまうけれども、併し昭和七年のあの資本逃避防止法ができたその前のフリーなマーケットの時代におきましても政府は正金その他について随分日本の為替相場の維持その他といふものに努力をされたのであります。又それではなければ維持がでなかつた場合がしばしばあつたのであります。今後外国の為替銀行が入つて来ますと或いはこの為替上の位置その他をどうしようものによつてコントロールされるような虞はないか、そのためには特殊の従来のような為替銀行は作りにならんにしても、日本の為替銀行を育成をしてこれに必要があれば立向つて行かすとか、こういうふうな考へがあるかどうか、これを一つ承わりたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) この為替管理をやつていない場合におきましては栗栖委員のおつしやる通りに実力が非常にもものを言います。併し今は為替管理をやつておりますので大體において抑えられますが、併し何としても今までの状態であつて置くわけには行けません。為替管理をしているときにおきましてできるだけ日本の為替銀行を強くしよう、こういうことで先般外貨の貸付も為替銀行がしよう、それから御承知の通り昔は日歩二厘で二千万円まで日本銀行から正金を出して、それを超えて要るときにはだんだん金利を上げて正金に円資金を出す、こういうことも昔やつておつた、その通りに行きますか、特定の銀行をきめるといふこ

とは先ほど申し上げたような状態であつとむずかしいと思ひますが、外貨の貸付その他につきましてもいろいろの方策を講じて急速に為替銀行の拡大強化を図りたい、こういう方針でおります。

○栗栖越夫君 そういふような面において大蔵省は銀行自体を監督しておられるわけでありまして、この為替に關する外為の業務が大蔵省へ移つた場合と移らん場合においてどちらが便利であるかどうか、將來のそういう為替政策上どこに重点を置くべきであるかといふような点についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) これは国内の円資金、通貨の価値、これは國際的の通貨の価値とも表裏一体をなしております。先ほど申し上げましたように通貨価値の維持といふことは大蔵大臣の一番の使命でございまして、而して国内通貨価値の維持といふことは為替管理をやつているときにおきましても國際的の視野から立たなければならぬのであります。今のうちに外貨の溜まつているときに外貨を如何に使おうかといふような問題は私は国内金融その他につきまして責任を持つてい

大蔵大臣がやるべきことである、で今後その方針で行くべきであるといふ考へで設置法の改正を図ろうとしているのであります。

○栗栖越夫君 實はそういう点については通産大臣、安本長官の御意見も承わりたいと思ひますが、ここにおいでになりませんので今まで私が尋ねたような点について木内委員長から一つ御意見があるかと思ひます。先ず承わりたいと思ひます。

それを天下にお流しになつて、内外の
反響というものを聞いて、それによつて
機構改革案を出したのでしょうか、そ
のことを伺いたいと思います。

新らしく眞の決心をなさつて決して遅くないし、そのくらいにしなければならん問題だと思ふのであります。私どもはそうして頂きたい。殊にこの問題

○国務大臣(池田勇人君) この外国為替管理委員会のあり方或いは今後の問題といふことについては、先ほどもちやう

よつと触れましたが、昨年の春、夏頃

は、これから外国との比較の問題をお答えしなければなりません、外国の

衛戍隊を見すと、中々銃行の立派なところと、密着した問題であると思えます。日本におきましては、その間といて、運営その他について考えようというので、昨年の夏頃からやつて来

問題がまだ必ずしも解決しておりませんが、ポリシイ・ボード廃止云々という為替管理委員会廃止の問題につきましては、予日子教育課下長等と日当研に

べきであるという点もあると思います
が、その問題をよそにしては決したがた
木内君も一回乃至二回は総理大臣に意
され、又事務的にも話をし、それから
野田行政管理局長官が相違を認め

い問題であると思います。それらとも兼ねて、関連事項として、只今為替銀
見も言われ、総理大臣からいろいろな
意見もあつた次第でありますし、それ

も密接に關係するものであります。閣下
の御質問の問題もありましたか、こゝ
から眞田君も發回に至つて總理大臣に
意見を具申し、閣議で慎重審議して来
たのであります。私は木内君が總理大

それらの関連において御研究の上、その
ういゝきさつ、或いは意見発表の機
臣のところへ行つてお話しになつたこ
とも早くから聞いております。相当事

而うして新機軸に移るといふようなこと
にして頂きたいと思う。我々が
は二、三年……三年前からできたのです
が、一昨年から去年にかけて非常に議

どうしたらいいということはそのときに申上げたい。私ども国会の席上で

こうと申すこととはむずかしいのであります。まあそんなふうに考えておるのであります。それがこの意見書の太要であります。また繰返すようですが、外国為替管理委員会についての三人委員会ができるまでも、相当議論のあつた問題であります。

○三好始君 只今伺つて見ますと、こゝにいます。

○栗栖越夫君 ちよつと議事進行です。

も話合いができておらない印象を受けて、その後、この問題は非常に大事な

たのでありますが、行政管理庁と大蔵省当局のほうでは、外国為替管理委員問題でございいますので、丁度大蔵大臣と外為委員長にこうして来て頂くとい

すから、私もう一つ木内委員長に質問をさして頂いて、あと皆様からのこの大臣は真つ向から御否定であります。でありますから、その機構はその点にうと、私は国際信用そのものに関する

問題に集中してお尋ねを願うことにする。そのほかの大蔵省の問題は、そのおいて紛争が絶えないのは当然であり、重大なることが一つ。技術の末端でも、あるところが大蔵大臣のお考えは、ますます。どういう方式で政府の政治目

○委員長(河井彌八君) よろしくござ

○栗栖迺夫君 私は、やはり行政は簡
素化されねばならないこと。それ
がいいか、又世界の現状に照してど
ちがいいか、日本の国情に照してど
ちらが正しいかは、日本に限界を明
確にして、獨立であれといふ一編の
議論をもう一篇こしらへ直して行
くといふ。従ひまして政治から

います。
と思ひます。

から、一面においては為替問題は非常に大きな問題だと思っております。正邪という問題では勿論ありません。度がいいかという判断の問題になる。もう一つは、今の改革が、私どもは余り御相談を

が、そこで総理大臣直屬の一つの委員
會と別大蔵省がありまして、その間に
意見が軋れるとか、重大問題について、
現機構に含まれた精神を發展させると
いふ機構を打建てるなら、すべから
ず。それに関しては、私どもは賛成に
受けず、ここに來たということになり
ますが、これはやはり事實であります

割れなくても意見がまとまらんと
いうような問題が仮にあつた場合において
それを政府も国民も納得の上でやつ
て頂きたい。今のように中途半端であ
る資格がありませんので、この廃止
にきまりました閣議でも、どういふ討

は、これは大問題だと思えますので、その辺についての委員長がまあ今日までいろいろ苦心もされていると思えます。従いましてこの五大土事でありますから、ふだんこの関係で為替管理、私どもの位置は相当重大な議があつたか存じません。併しながら

すが、今後も若し外に置くことすれば、
 原則の適否、いいか悪いかは、根本的な
 議論が必要だと思ひます。それがいい
 どうかのような持つて行き方をして円
 議事項に對しては、少くとも閣議にお
 いて説明ができるといったような位置

「お話したいと思います。いでのになるか、腹蔵のないところを一つ言きたいと思っています。一番の問題は、現在よりはもう少し割合つとぎまつた上において打建てられるべきかということを考えてお

○説明員(木内信胤君) それを簡単に申し上げることができますれば……為替は、政治責任を私どもは負担しない、これは身分保証を得ております。身分ば、いわゆる複雑であるという非難は

機構はどうあるべきかというような調
査委員会でもお聞き下さつて、十分に
保証を得ておるのに、日本の国際信用
に關係あるようなことに關して、政治
素人が外から見てもわかりい機構を
作られると、甚だ、さういふ機構を

申上げることになるので、短い言葉で分保証が与えられておるのですが、身分保証を頂きます結果として、いわゆる改革して行けたらいいじゃないか

ありますが、まあ併し言つて見ますれば、現機構は、今も大蔵大臣からお話
る政治責任というものには参手できな
い、こういうことになるのでありま
す。どういふ豆所があるといふことは
上は處理してつゝ困難を感ぜざるやう

大蔵省とは争いを続けて来た。これは隠れもない事実でありますから正直に感じになるということになるゆえんで、大蔵省で如何にも何か邪魔のようにおまうことでは、極く稀薄でなかうという点で私どもも伺つてお

申しますが、つまり現機構の私の言う
いわゆる五大原則というものを、大蔵
が必要なんです。政治から独立であれ
るのです。これは、私の経験に徴して
もそうなんです。そういう点について

100

我々委員も非常に疑問を持つておるのです。この問題については、いろいろ各位の御質疑もあらうと思ふのですが、ほかの事例のことはやめまして、皆様の為替問題についての質問をして頂きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたしますが、委員外の曾根議員から質疑をしたいというお申出がありますから、発言を許そうと思ひますがよろしくごさいますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

今じやなくてよろしいのですか。

○委員外議員(曾根益君) 結構です。
○波多野君 先ほど大蔵大臣は、この機構改革の案を作るまでに十分ま討議した、外国為替管理委員長の意見も三人委員会でも聞いたという話があり、委員長のほうから言う、余り大して相談にあずかつていないという話もあるのです。我々委員としては非常に判断に迷うのですが、なお且つ我々のほうには、国会に對しましては今度突如としてこれが出て来ておる。我々は何も聞いていない。従来金融問題に、金融機構に關しまして、もう三年越したと私記憶しますけれども、いろいろ審議があつたり何れども、研究に研究を重ねておる。まだ結論は出ない。出ないのは私は事が重大だから出ない、こう私は思つておる。怠けてるわけではないと思ふ。国内の金融機構の問題について何案も案が出て、それを又修正して次の案が出るというふうなふうに、非常に慎重に取扱つて来た。ところが、今度の外国為替管理の問題について

は、そういう手続が踏まれたことを私は聞いておらない。併し政府部内でそれ、密り／＼いゆる共同會議があつたという話なんです。その共同會議において、どういふ点が論点になり、どんなふうな議論が戦かわされたか、特に私は通産大臣の意見も聞きたいと思ふ。通産省に非常に関係のある問題でありますから……。で、若し可能ならば、大蔵大臣が言われる、例えば日銀總裁あたりと三人委員会を開いて話したとかいつたような点について、記録でもあつて、我々に見せてもよろしい、我々の審議の参考にするためなら見せてもよいというのがあるば、是非提出して頂きたい。我々は今度の問題は寝耳に水なもので、金融機構の問題なら何でも私も知つております。議員も皆この問題について関心を持つて討議して来たから、これはわかるのですが、この外国為替の問題については初めてなんです。そういう資料があつたら一つ出して頂きたい。これを先ず要求いたします。

○國務大臣(池田勇人君) この金融機構の改正その他の問題は、民間の銀行のあり方でございますが、為替管理委員会のこの問題は政府機構問題でございます。第二段に、三人の委員会をやつたというの、為替管理委員会がどうあるべきだという問題でなしに、為替管理の実態をどういふふうな……仕事でございます。仕事、仕事の点についての連絡機関という意味でございます。それが今までのように大蔵省と為替管理とが対立したてははいかんから、一つ毎週といふくらいの計画をやつておつた。これは為替管理機構のあり方についての委員会でないのではありません。実際の運営についての委員会でありまして、だから為替管理委員会をどうするかというの、政府の機構でございます。これは民間の意見をどうしようといううなことは、今まで政府の機構について余り聞いておりません。そうして特にこの為替管理委員会の政府機構の問題につきましては、先ほど来お話し上げておる通り、衆議院でも相当予算委員会、大蔵委員会、或いは外務委員会におきまして、私の意見は申し上げておるのであります。

○波多野君 そうしますと、為替管理行政の運営の点について為替管理委員会、日銀、大蔵省、三者が運営の問題を論議した。そうしてスムーズに行きうにやつて行く。その話をしただけのことであつて、機構をどうするかというこの問題については話合つていないというように了承していいのですか。

○國務大臣(池田勇人君) そういうことであります。

○波多野君 そういたしますと、私は更にこういふことを要求しなければならんと思ふのです。我々外国為替の問題は、今後の日本が外国貿易を以て立つて行かなければならんということ、これは誰だつて認めておるところなんです。而も為替管理は外国貿易の問題と密接不可分に結び付いておる、国民の生活、国民経済のあり方、将来という問題と運命を共にする問題だと私は思ふ。そういう重大な問題でありまして、各方面の意見を我々内閣委員会として十分聴取して、この問題に慎重に對処しなければならん。若し政府のほうで、この問題はただ政府部

内の問題だから意見を聞く必要はないという考え方を持つておられるなら、国会側としては逆に、だからこそ我々我々は広く意見を聴取しなければならんという建前をとらなければならぬ。そこでこれは委員会において御考慮願いたいと思ふのだが、非常に技術的な問題も引つからまつております。外国為替の問題については……。でありますから、我々が審議を或る程度進めた上で、一応専門家の意見を聴取する、この機会を一つ持つてもらいたいということを委員長にお願いしておきます。

○波多野君 先ほど大蔵大臣の出した意見書なるものについては、又あとでいろいろ御質問したいと思ふことがあるのですが、この意見の中にも、為替貿易管理機構調査委員会というものをやつて十分審議してくれ、そうではないと、國際的な信用を確保する上において相當問題が起る危険性があるということを警告しておるような現状なんです。我々内閣委員会としては、そういう慎重な態度で以てこの問題に對処して行きたい。この思ふので、是非そういう機会を作つて頂きたい。

○國務大臣(池田勇人君) 細かい点はあれませんが、特に僕が感じたことは、外国の信用をなくするといふうなことは木内君のドグマだと思ひます。

○波多野君 今まで外貨予算の問題について、大蔵委員会でも随分何度か問題があつたことは御承知の通りなんです。省、その他外国貿易に關連する行政各省との間の連絡調整ということ、今大蔵大臣が言われたような形でして行

外国為替委員会があるから外国の信用がある、大蔵大臣よりも為替委員長が信用がある、こういうことにならうと、吉田内閣として困るわけでありまして。これは私はよほどお考えにならないといけないと思ひます。その次に、為替管理といふものは政治でございます。政治から為替管理は独立であつたといふことは、私は民主主義に反するのじやないかと思ふ。これは国内の通貨その他につきまして責任はあります。為替管理法の運用は政治であります。これを政治から独立するといふ考え方は民主主義的考え方ではないのでございまして。それなら為替管理をやつておるかたが閣議へ列席する、こういう事柄も私は今の状態からして、まあ頭が古いと言われますが、どうかと思ひます。細かい点につきましては事務局から……。

○波多野君 今の点に關連して、為替管理と貿易管理とは一体的に考えなければならんということは承認されるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) そうでございます。そこで貿易管理といふものは、外貨予算の問題でございますから、外貨予算の問題につきましては、先ほど事務局から説明しましたように、各省所管の大臣と協議の上、閣僚審議會で外貨予算を決定する、こういうことであります。

くことに非常に問題がたくさんあるように私は思う。特に問題となる点は、今現に起きておるが、例えば十億ドルを超える外貨を持つておる、これについて連産省側の意向というものと大蔵省側の意向というものが、私の聞くところでは、これはあとで質問したいところですが、我々の聞くところでは、非常に対立した考え方を持つてお

ロツクに乗上げておるのじやないか。
 そういう場合に第三者的な一つの調整
 機関があつて、それが調整の任に當る
 ということは、これは一つそういう問
 題を打開する上においての途ではない
 か、こう思うのですが、どうなんです
 か。

○國務大臣(池田勇人君) 外貨予算の編成につきまして、私も閣僚審議会へ出ますが、議論のあつたことは殆んどおごさいます。パターの輸入のことにはつきまして、ちよつとくらい議論がございましたが、幹事会できめまして、殆んど幹事会に行くまでに練つておりましたので、余り議論がない。外貨の溜まつたことにつきましてどうこうという問題は、私はこれは簡素化が必要だ、外貨資金を運用することは、これは外為委員長の権限であります。大蔵大臣

は権限がございません。ただアメリカのどこの銀行に預けようかというときに、銀行を指定することは、大蔵大臣が指定いたします。なんぼ預けてどういうふうにということは大蔵大臣の権限でない。こういうことが私は實際政治としていいのか、金の使い方は大蔵大臣関知せず、こういうようなことは私は筋が通らんと思う。

○波多野鼎君 大蔵大臣閣下、さういふのじやない。私の考えでは大きな政策は政府が責任を以てきめなければならんと思うのです。それは必要なことなんで、それから独立せよという意味じやない。そうじやなくて、そういう激動する世界経済に処しての為替事務の適切な処理ということは、それが官庁機構ではできないのじやないか。

○國務大臣(池田勇人君)　そこで問題が集約して参りますが、為替のいわゆる事務というのは日本銀行でやる、為替政策、外貨の運用ということはこれは大蔵大臣がやるのが本当だと思うのです。そこでこの外為の委員長が総理大臣についておつて、閣議では総理大臣が発言するというのは事実上うまくないわけです。そういうことは改め

て、国のいろいろな政治というものは、各省大臣の責任において行われるというのが本則なんです。私はその本則に返えるということが却つて信用を深めるゆえんじゃないか、こういう気持ちです。

○波多野鼎君　その各省大臣が責任を持つということの意味ですがね。それはどういう意味ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 外貨の運用その他為替相場その他のいわゆる国際金融について誰が責任を持つかといつた

ら私は大蔵大臣だ、こういうことなん
です。それを申上げているのです。

○波多野鼎君　いわゆる事務遂行上の責任ということじゃないのでしようか、それは。

○国務大臣（池田勇人君） 例えは外貨を、ドルをどこへいつ／＼預ける、どういう預け方にしようといふなこととは政治の一つであります。で、それじや小切手をどう切るかということとはこれは事務でございます。これは日本銀行なんかに任していい。

○波多野鼎君 それからもう一つ聞きませんが、今度外国為替管理委員会が廃止されました、大蔵省の為替局になるという、今ここで提出された五原則というものの一つ、これはどういうことになるか知らんが、権力が余りにも多く大蔵省に集中し過ぎること、これが、これは木内君だけの意見じゃなしに一般的に言われていることなんです。これはどうなんでしょうか。

○國務大臣（池田勇人君） 權力が集中し過ぎるという話でございますが、これは各省の所管事務の多い少いには免かれんと思ひます。大體今の内閣制度はイギリスに倣つてゐる制度でございしますが、イギリスの大蔵大臣も徴税から予算から外貨の監督、いろ／＼やつて予算から外貨の監督、いろ／＼やつてゐる。若しそれが日本の大蔵省が多いという事になれば何も為替管理自体を別になくても仕事を分ける方法はございます。

○波多野鼎君 どういう仕事ですか。

○国務大臣(池田勇人君) それは私はいろいろありますが、今の場合で昔もやつておりましたことで、私は差支えないと思います。

○波多野鼎君 何かよくわかりません

が、何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 今の状態で権力を集中し過ぎるという議論がありますが、私はこれも止むを得ないのじやないか。国の仕事が多くなればなる……大蔵省の仕事も非常に少くなる……

○波多野鼎君 いや、集中し過ぎるといふのを分けるというのは……

○國務大臣（池田勇人君） 集中し過ぎ

と……、それを分けるという場合に徴税事務は別の長官がやるとか、或いは財政と金融を分ける、こういうやり方はあります。ところが、分けた場合の支障のことを考えますと、私は今の場合は集中主義をつたはう方がいいのじゃないかと思えます。

○波多野鼎君　じや、集中するということとは認めて、その集中主義のほうがいいという御意見のようです。それはそれでいいです。

それから政治から独立するというような問題を木内委員長は出しておられますが、これは木内委員長からもう少し説明を求めたいのですが、どういう意味であるかということの、実際上どういう点に支障があり、どういう点に改善すべき点があるか、もう少し説明して頂きたいと思います。

○説明員(本内信胤君) 為替管理の問題は国務でありますから国の行政機関がやつているのであります。国の事務と
いうものは必ずしも時の政府が……、
時の政府の事務から或る程度分離す
るといふことは近頃の行政形態のは
やりであります。通貨に関してはそ
のほうがいいのではないか。現に日本
銀行は今日日本では半官のような半私
のような恰好になりましたが、これが私

設銀行であつても中央銀行の事務といふものは、時の政府の干渉に対しては、これは高度の獨立制を手えておるといふことが出来たこととす。ですからその事例をよく考へて下すつたら一番早いのではないかと、國の事務たることの中央銀行の信用統制といふか、通貨の価値といふ事務が近頃では非常に高度に獨立制を持たされてゐる。これは併しそうかといつて他の行政事務と離すわけに行かないので、この實際的な法制のきめ方、その運用といふものは非常にむづかしいのであつて各國とも苦勞しておるところであります。各國ともどうかしてそういうふうにしようとしてみんなが努力しておる、その途が開けておるといふことは顯著なる事實である。

先づ為替管理の中のバランスの維持であるとか、特に國際信用にするものにな

關しては今の中央銀行が独立であれと言つたと同じ原理、並びにやり方を適用すればいいのではないかと思ひます。もう一つは技術面、さつき申上げました技術面の責任ですが、これは大蔵省の下部機構であつて責任をとるといふことはなかくできない、如何に専門家を集めて、大蔵省の役人にしたところで上から命令されればそれで命令に従わなければならんといふのは、これは眞の技術家としての眞価は發揮できない。これは政治と申しますけれども、政治目的は、例えば外貨バランスをだん／＼殖やして行こう、そのほうが日本のためにいいという場合にはこれは一つの大きな政治でありましょう、だん／＼に殖やして行きたいといふことであつたならばそのように技術をやつて欲しい、これで結構で

が、これからも激しい論争の的になると思うが、販路拡張ということと、しつかり金をとるといふこととは場

○説明員(木内信廣君) 驚くかどうか知りませんが、国際通貨基金の連中が来まして、機構問題というものは、誰が権限をとるかということとは、それは

と詳しく人の名前を言つてもいいのですが、私はそれは遠慮いたしまして、外国人がどう思うだろう、こう思うだろうということは、私はここで申し上げます。

合によつて予盾する、今販路拡張の時代だとおつしやるならば、そのごとく技術をアレンジできる、又販路拡張よりもしつかり金をとるほうが

国の事情によるのだということとは確かに言つております。又最近司令部もそうであります、機構問題は国内問題であるから我々は干渉しないということ

○波多野鼎君　そうではなくて、通貨基金との正式の連絡はどんなふうになつておりますか。今度加入を申請しておられましよう。

大事であるとおつしやるならば、そのほうに技術は適用して行けるのでありまして、その技術は任して頂いてもいいと思います。今どつちの時代にあるかという、これは政治でありますので私どもは意見を申し上げるという点

とは司令部の同僚官も言つておりました。だから機構がどうなのかということとは、必ずしも彼らの関心事ではないとは申せますが、現機構というものは、昔の日本が知らなかつた新しい精神を盛り込んであるとするならば、又新機構を考へてゐるにあらうならば、

○国務大臣(池田勇人君) こういふことは問題ではないのでございまして、各国が皆そうなんです。ございますから、却つて私から言わせれば、各国通りにやつておるのだな、直したんだな、こう思うと思ひます。

ただで満足している。それ以上は意見
を申上げてもお聞きにならないことは
今までたくさんありました。それで私
どもは一応申上げるだけで引退してい
るのであります、この政治責任は私
れは三年間の努力を無駄にするもので
あつて、彼らは驚くだろう。もう一つ
は、この改革が私ども極めて新らしく
承わつておるのですが、事前に連絡さ

○説明員(木内信胤君) 先ほど栗栖委員の質問に対して、各国の事情を、実はお答えすべきであつたのです。私は

は、どんな身分を手えられてもそれは必然の結果である、そういうふうに思っております。これが調和はむずかしいと思いますが、次第に練つて行けば十分にできると思います。

ついでに、日本の為替管理のやり方等も説明してアブライなさつたものと私は思う。これは大蔵省のなすつたことかどうか、私は存じませんと思つておる。

各国は大変違ふと思ひます。各国は大蔵大臣が責任を持つておるといふのは、中央銀行の總裁の任命といふたようなことに、形式的責任があるかも知れませんが、これはほんの形式であつ

○波多野鼎君　もう一つついでに……この意見書の中に特に目を引く点は機構の改革、つまり外国為替管理委員会というものを作る場合に、私も国際通

るのですが、今度変えるということが事後通告であつたら驚くだろう、私はこう思うのであります。そういう意味であります。

て、中央銀行の總裁の位置というのは、非常に独立な、固いものであります。これが多くの国の例であり、而もそれはますます固くなりつつあるといふの

貨基金から援助を与えたといふことは知つておりますが、その国際通貨基金から専門家が来て援助を与えるといふことと、その機體を今更変えるといふこと、**○波多野君** その点大蔵大臣どうですか。通貨基金に今度入ることを申請しておりますね。

○國務大臣(池田勇人君) 私は木内委

が例であります。例えばイギリスは、これはイギリスの大蔵省のやるものを、バンク・オブ・イングランドが下請してやつておるのではない、バン

とは相当問題ではないかという気もするが、そこへ持つて来て木内委員長の見書の八頁には「これを聞いては国際電気通信連合局も大に驚く」どころか、「

ク・オブ・イングランドがやつておるのです。それに対して大蔵省は政策、指導するだけと、こう思つております。従つてさつき責任といふ問題が

が、その間の事情をもう少し詳しく説
の
か
た
も
よ
く
知
つ
て
お
り
ま
す
。も
つ

たびく論ぜられましたが、バンク・オブ・イングランドは自己の責任でや

つておるであります。これが非常に
總裁であります。イタリイ銀行の總裁

悪いことであつて、自分の責任としてやらなければ、つまり部下としてやつたのでは、本当の力というものは入らないし、政治からの独立性というのは、誰に聞いて見ても、イタリイ銀行

確保できませんから、これがまさに大
事な点であります。一番日本の、今
度の外国の新機軸に近いと言え言え
るところのイギリスがすでにそうであ
る。この機軸が、その意に反して職を去ると
いうことがないので、半永久的な職と
思われます。そこで外貨の使用の意思
決定は、これは貿易も、貿易外も含ん

ります。その他の国は非常に複雑であります。例えば二、三の例を申し上げますと、私がこの間廻つて参りましたので、ほう／＼で聞いて来たのですが、例えばイタリーの例を申し上げますと、イタリーでは外国貿易省というものがありません。実は為替問題は外国でおりまして、外国貿易省大臣が握るところであつて、大蔵省ではない。但し、それでは又外国貿易省の専横になりますから、そこでS.I.R.の事柄と呼んでおるのですが、このイタリー語はよく存じませんが、要するに閣僚會議の二と三のものです。その議長は總理

貿易省が最大の発言者であります。むしろ大蔵省ではないのであります。そして別にウファイツィオ・イタリアーノ・カンビ、普通にカンピターロといふものと異なり、金貨と銀貨の両方ともありまして、その論議に於いては、一般の爲奉安宮の國貨史を編輯

うのですが、これが為替管理の実態のうちです。これは日本と少し違い、専管者であり、これは日本と少し違ひまして、為替許可のみならず、輸入の許可もそこが出すのであります。このカンビターと称せられる為替局ですくて、一般の為替政策の巨策決定機関であり、ポンド問題はどうするか、オーブン・アカウントはどうするかというようなことを閣僚審議会でやる。日本の閣僚審議会ですといつたらそれ

が、この主宰者は、リオンという人が、これがその専門家を持つて来るよい例であります、要するに、仕事にあることすでに二十年という人であり

ます。これが私どもの機構にやや近い
為替管理局、為替管理委員会みたいな
ものですが、これは委員会ではなく
て、役所です。その長は一人です。と
う人がありますが、この人がみずから
は大体そんなことですが、もう一つ面
白いの、イタリイの大蔵省というも
のは、大蔵大臣は、有名なベレーとい

ところがそのほかに、これにポリシイ・ダイレクシヨonzをするためのマネー・ジング・ボードがありましてそれがカンビタールの責任者リオン氏を命じますから、併せて考えて見れば、各国とその他の省に変えてしまつた。そんなようなことも併せて関係事項でありますから、併せて考えて見れば、各国

ておる、このマネー・ジンゲ・ボードなるものは、チエアマンがイタリイ銀行の

とも、責任が一人に集中することを避けようとしておる現われとも言える

思います。それからそのマネージング・ボード、今のシルと称するものは、最高の政策決定機関であります。別に予算省、この予想省を大蔵省から分離したのですが、これが経済計画省のようなことになるらしいです。これは私行きましたときに、日なお浅くその権限はまだ本場に確定していないという説明でしたが、その予算省と外国貿易省との代表を以て組織する大きな委員会があつて、これがポリシイ・ダイレクションズ、その代り為替管理委員会に相当するカンビタールの長は、純技術者、併しそれは勿論その両方の委員会もやるのであります。その両委員会の委員長も、中央銀行の総裁です。ですから各国で驚きましたことは、中央銀行が実には為替の業務に対して責任を持つておられることです。それと同時に、中央銀行のかたは、いづれも非常に為替管理に対して堪能であられることで、その他いろいろの例を申してもいいのですが、イタリーの例は非常に面白いと思います。これはオランダですが、オランダも貿易と為替管理は一体であります。一体であります。オランダは特殊な国であつて、普通の為替管理、国内輸入というのは為替管理の対象ではない。あそこは中継貿易で生きておる国でありますから、中継貿易が本場の為替管理であつて、国内に本場に輸入して、国内消費に充てるものと区別してある、国内消費に充てるものは、これは貿易省と言いましたか、何か特殊な経済省の中に一部局がある、それが許可をやつております。そうでない中継の本場の為替管理のほうは中央銀行がやつておりますが、これは中央銀行に任せきりであります。

中央銀行総裁は事実上終身官だそうです。自分がやめたいと思ふまでやめないうで、女王の任命ですが、そうだそうです。これは政府機関として働く広大な権限委譲を受けております。法律命令を出す権限を持つております。これは大特權だと思ひます。それからその中に、如何にエキスパートがいるかは末梢になるかも知れませんが、中央銀行だけは組合とか経営者の団体の規則破りをやつてもよいので、規則破りをやつて高給者を雇つてもよいということ、内外の商人及び為替銀行から権能者を集めて、全権を振るつて中央銀行がこれをやつておるといふのが、オランダの例です。併しその中央銀行は女王の任命であります。大蔵省の区処を受けるものとは私は考えません。

それからベルギーが御参考になると思ひますが、ベルギーはアンステイチュ・ト・ベルゴ・ルクサンブルジョア・ス・デユ・シャンジ、要するに何と言いますか、エクスチエインジ・インステイチュ・フ・オ・コントロール・オブ・ベルジュナム・アンド・ルクセンブルグというやうなものがあつて、それが為替管理委員会に相当するのであります。ところがこれも中央銀行の総裁を議長とし、貿易省、大蔵省、農産省、それから一般銀行の代表等を以て組織するボードがあつて、そのポリシイ・ディレクションを議するということでありました。それでその議長にはナショナルバンク——中央銀行の総裁がなります。ベルギーの制度で面白いことは、為替管理局というものが事務局を持つていないということでありました。中央銀行の事務局を使

つておる。その中央銀行の理事です。ね、為替管理局の長というものは、これは世界的に有名なハENSELという人ですが、欧州の決済同盟を作つた人です。この人は中央銀行の理事も兼ねておつて、そうして政策をやつております。これは為替管理委員会的な、つまり命令、規則を出すという機能は今申上げたアンステイチュ・ト・ベルゴ・ルクサンブルジョア・ス・デユ・シャンジというものにやらせて、但しその人を以てそのまま中央銀行の理事にして、事務局は中央銀行のを使う、こういう特殊なことをやつております。そのやうな事情から中央銀行は勿論独立制が非常に強く、今盛んに政府が破ろうとするのを健全通貨維持で闘つておられるやうであります。大いにやつておるといふふうに説明なさいましたが、そういう状態であります。従ひまして大蔵大臣はどうして世界各国の例とおつしやるか知らないが、世界各国の例は全くその反対であると私は思ひます。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りしますが、本日はこの程度でやめておきたいと思ひますが、如何ですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めまして、それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後五時十四分散会